

大蔵委員會議録 第十二号

昭和二十五年十二月八日(金曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 西村直巳君 理事 田中織之進君

有田 二郎君 島村 一郎君

高間 松吉君 清水 逸平君

吉米地英俊君 三宅 則義君

宮崎 靖君 内藤 友明君

宮腰 喜助君 川島 金次君

米原 規君 竹村泰良一君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

通商産業大臣 横尾 龍君

出席政府委員

外務事務官 島津 久大君

大蔵事務官 (主計局長) 石原 周夫君

大蔵事務官 (銀行局長) 舟山 正吉君

中小企業庁長官 小笠 公昭君

委員外の出席者

大蔵事務官(銀行局長事務官) 杉山知五郎君

通商産業事務官 岡部 邦生君

通商振興局長(通商振興部長) 記内 角一君

通商振興事務官(中小企業庁振興部長) 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

十二月八日

委員川野芳滿君及び田中啓一君辭任

につき、その補欠として藤枝泉介君

及び清水逸平君が議長の指名で委員

に選任された。

同日 西村直巳君及び田中織之進君が理事に補欠当選した。

十二月八日

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(第八回国会衆議院第一二二号、参議院継続審査)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

小委員及び小委員長選任に関する件

中小企業信用保険特別会計法案(内閣提出第四二二号)

日本輸出銀行法案(内閣提出第四三三号)

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(第八回国会衆議院第一二二号、参議院継続審査)

小委員長の報告聴取

請願

一 揮発油税軽減に関する請願(辻寛一君紹介)(第一四号)

二 同(渡邊良夫君紹介)(第一五号)

三 同(塩田實四郎君紹介)(第一六号)

四 減税等に関する請願(風早八十二君紹介)(第一七号)

五 かみそり類に対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第一八号)

六 つめ切りに対する物品税撤廃

の請願(三宅則義君紹介)(第一九号)

七 毛拔きに対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第二〇号)

八 時計類及び同部分品等に対する物品税撤廃の請願(前尾繁三郎君紹介)(第二一号)

九 色紙等に対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第二二号)

一〇 金庫に対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第二三号)

一 一 つり用具に対する物品税撤廃の請願(守島伍郎君紹介)(第二四号)

二 家具に対する物品税撤廃の請願(守島伍郎君紹介)(第二五号)

三 酒税引下げに関する請願(山本利壽君紹介)(第二六号)

四 元林飛行場の国際飛行場化反対の請願(成田知巳君紹介)(第二七号)

一五 關稅法第九十九條の開港失格條項撤廃に関する請願(玉置信一君紹介)(第二八号)

一六 国庫負担率算定方法公開の請願(山崎岩男君外一名紹介)(第二九号)

一七 不動産担保による長期金融対策確立の請願(山崎岩男君外一名紹介)(第三〇号)

一八 兒童用乗物類に対する物品税

撤廃の請願(有田二郎君紹介)(第三九号)

一九 着替用具に対する物品税の免税点設定に関する請願(松永佛骨君紹介)(第一三〇号)

二〇 てん茶に対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第一三一号)

二一 卓球ボールに対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第一三二号)

二二 はち蜜に対する物品税撤廃の請願(外四件)(三宅則義君紹介)(第一三三号)

二三 国民金融公庫宮崎支所の資金増額に関する請願(川野芳滿君紹介)(第一三五号)

二四 旧軍都転換特別措置に関する請願(前田郁君紹介)(第一三六号)

二五 兒童用乗物類に対する物品税撤廃の請願(中野四郎君紹介)(第二〇八号)

二六 写真感光材料に対する物品税適正化の請願(猪俣浩三君外一名紹介)(第二一九号)

二七 黒糖に対する消費税撤廃の請願(原田雪松君外四名紹介)(第二二〇号)

二八 楽器に対する物品税撤廃の請願(西村直巳君紹介)(第二二二号)

二九 ミシン類に対する物品税撤廃の請願(江崎眞澄君紹介)(第二二二二号)

三〇 兒童用乗物類に対する物品税撤廃の請願(江崎眞澄君紹介)(第二二七号)

三一 ラジオ受信機等に対する物品税減免の請願(門司亮君紹介)(第二八九号)

三二 黒糖に対する消費税撤廃の請願(吉田安君外一名紹介)(第三〇二号)

三三 家庭用ミシンに対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第三〇四号)

三四 築上郡に税務署設置の請願(平井義一君紹介)(第三〇五号)

三五 たばこ消費税を創設して専売益金の一部を都道府県に委譲の請願(中村清君紹介)(第三三八号)

三六 人形等に対する物品税減免の請願(西村直巳君紹介)(第三五〇号)

三七 鏡合に対する物品税適正化に関する請願(西村直巳君紹介)(第三五一号)

三八 製塩賠償価格の地区的差別設定の請願(三宅則義君紹介)(第三七一号)

三九 帽子に対する物品税撤廃に関する請願(西村直巳君紹介)(第三七二二号)

四〇 うば車に対する物品税撤廃の請願(西村直巳君紹介)(第三七三三号)

四一 衣装人形に対する物品税減免の請願(西村直巳君紹介)(第三七四四号)

繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の基金に充てられ、繰り入れるものとする。

(繰入歳出予算計算書の作製及び送付)

第五條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の繰入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(繰入歳出の区分)

第六條 この会計の繰入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する繰入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第八條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2 前項の積立金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り出すてはならない。

3 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたとき

は、積立金を取り出すて整理し、なお損失が補てんされないときは、基金を減額して整理するものとする。

4 第一項及び前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第九條 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(繰入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十條 通商産業大臣は、毎会計年度、繰入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の繰入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(繰入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入歳出決算を作成し、一般会計の繰入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の繰入歳出決算には、前條第一項に規定する繰入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入)

第十二條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、基金に相当する金額を限度として、大

蔵省預金部に預け入れることができる。

(支出未済額の繰越)

第十三條 この会計において、支拂義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完納までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができ。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十四條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、施行の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第七條第五号及び第六号中「輸出信用保険特別会計」の下に「中小企業信用保険特別会計」を加える。

3 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号の二の次に次の一号を加える。

計の経理を行うこと。

日本輸出銀行法案

日本輸出銀行法

目次

第一章 總則(第一條—第九條)

第二章 役員及び職員(第十條—第十七條)

第三章 業務(第十八條—第二十四條)

第四章 会計(第二十五條—第四十一條)

第五章 監督(第四十二條—第四十四條)

第六章 罰則(第四十五條—第四十七條)

附 則

第一章 總則

(目的)

第一條 日本輸出銀行は、金融上の援助を與へることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機關が行う輸出金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本輸出銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本輸出銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本輸出銀行は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 日本輸出銀行の資本金は、百五十億圓とし、政府が一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する。

2 前項の資本金のうち五十億圓は、昭和二十五年年度において、百

億圓は、昭和二十六年年度においてそれぞれ出資するものとする。

(定款)

第五條 日本輸出銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

(登記)

第六條 日本輸出銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本輸出銀行でない者は、日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第四條第二項の規定は、日本輸出銀行には適用しない。

(解散)

第八條 日本輸出銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本輸出銀行が解散した場合に

第一項の規定による出資の割合に
応じ、一般会計及び米穀対日援助
見返資金特別会計に帰属する。
(法人に關する規定の準用)

第九條 民法(明治二十九年法律第
八十九号)第四十四條(法人の不法
行為能力)、第五十條(法人の住
所及び第五十四條(理事の代表権
の制限)の規定は、日本輸出銀行
に準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 日本輸出銀行に、役員と
して、總裁一人、専務理事一人、
理事三人以内及び監事二人以内を
置く。

(役員職務及び権限)

第十一條 總裁は、日本輸出銀行を
代表し、その業務を總理する。

2 専務理事及び理事は、總裁の定
めるところにより、日本輸出銀行
を代表し、總裁を補佐して日本輸
出銀行の事務を掌理し、専務理事
は、總裁に事故があるときにはそ
の職務を代理し、總裁が欠員のとき
にはその職務を行い、理事は總裁
及び専務理事に事故があるとき
には總裁の職務を代理し、總裁及
び専務理事が欠員のときには總裁
の職務を行う。

(役員任期)

第十二條 總裁及び監事は、内閣
總理大臣が任命する。

2 専務理事及び理事は、總裁が任
命する。

(役員任期)

第十三條 總裁、専務理事、理事及
び監事の任期は、四年とする。

2 總裁、専務理事、理事及び監事
は、再任されることが出来る。

3 總裁、専務理事、理事及び監事
が欠員となつたときは、遅滞なく、
補欠の役員を任命しなければなら
ない。補欠の役員の任期は、前任
者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十四條 日本輸出銀行と總裁、専
務理事又は理事との利益が相反す
る事項については、これらの者は
は、代表権を有しない。この場合
においては、監事が日本輸出銀行
を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、専務理事及び理事
は、日本輸出銀行の職員のうちか
ら、從たる事務所の業務に關し一
切の裁判上又は裁判外の行為をす
る権限を有する代理人を選任する
ことができる。

(職員任期)

第十六條 日本輸出銀行の職員は、
總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本輸出銀行の役員及び
職員は、刑法(明治四十年法律第
四十五号)その他の罰則の適用に
ついては、法令により公務に従事
する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八條 日本輸出銀行は、第一條
に掲げる目的を達成するため、左
の業務を行う。
一 設備(船舶及び車り、ようを含
む)並びにその部品及び附屬品で
本邦で生産されたもの(以下「設
備等」という)の本邦からの

輸出及びこれに伴つてなされる
本邦法人又は本邦人からの技術
の提供を促進するため、本邦輸
出業者又は本邦輸出製造業者
に對して資金を貸し付けること
と。但し、銀行(銀行法に規定す
る銀行をいう。以下同じ)が日
本輸出銀行とともにその資金の
貸付を受けようとする者に對し
て資金を融通する場合であつ
て、その者が銀行を通じて当該
貸付の申込をするときに限る。

二 設備等の本邦からの輸出及び
これに伴つてなされる本邦法人
又は本邦人からの技術の提供を
促進するため、銀行に對して本
邦輸出業者又は本邦輸出製造
業者のためにする手形の割引を
すること。

三 設備等の本邦からの輸入及び
これに伴つてなされる本邦法人
又は本邦人からの技術の受入を
促進するため、外国政府、外国
の政府機関、外国の地方公共団
体、外国銀行又は外国商社に對
して、外国為替の管理に關する
法令の規定に従い資金を貸し付
けること。但し、その貸付を受
ける者が、当該貸付を受けるこ
とにより当該外国の法令の規定
に違背することとなる場合を除
く。

四 前各号に附帶する業務

2 前項第一号から第三号までに規
定する資金の貸付又は手形の割引
は、銀行が通常の條件により資金
の供給を行うことが困難な場合で
あつて、且つ、本邦からの設備
等の輸出又は輸入(これに伴つて

なされる技術の提供又は受入を含
む)の契約が締結され、又は当該
契約の締結が確実になつた場合
で、その契約に基く債務の履行及
び当該貸付に係る資金の償還又は
当該割引に係る手形の支拂が確実
であると認められるときに限り、
行うことができる。

(貸付利率及び手形割引歩合)

第十九條 前條第一項第一号から第
三号までの規定による貸付金の利
率及び手形の割引の歩合は、当該
利率及び歩合により収入する貸付
金利息及び手形割引料が日本輸出
銀行の事務取扱費、業務委託費そ
の他の諸費及び資産の運用損失を
償ふに足るようになり、銀行の貸付利
率及び手形の割引歩合を勘案して
定めるものとする。

2 前項の貸付利率及び手形の割引
歩合は、貸付又は手形の割引の目
的、貸付金の償還期限、割引に係
る手形の支拂期限、担保等におい
てその種類を同じくする貸付及び
手形の割引に對しては、同一でな
ければならない。

(貸付金の償還期限及び割引に係
る手形の支拂期限)

第二十條 第十八條第一項第一号か
ら第三号までの規定による貸付金
又は割引に係る手形は、その貸付
金の償還期限又は手形の支拂期限
が六月をこえ三年以内のものでな
ければならない。

2 前項の貸付金又は手形の割引
は、当該貸付金又は当該手形の割
引を受けた銀行がその手形につい
て融通した資金に係る設備等の輸
出入又は技術の提供若しくは受入

の契約に基く對価の支拂の條件そ
の他の事由により同項の規定によ
ることが困難であると認められる
ときは、同項の規定にかかわら
ず、その償還期限が三年をこえ五
年以内のものとする。このとき
は、又は支拂期限が三年をこえ五
年以内の手形について行うことが
できる。

(業務の期間)

第二十一條 日本輸出銀行は、設立
の日から五年を経過した後は、新
たに資金の貸付又は手形の割引を
することができない。

(業務方法書)

第二十二條 日本輸出銀行は、業務
方法書を作成し、これに資金の貸
付又は手形の割引の方法、利率及
び期限、元利金の回収の方法並び
に業務の委託の要領等を記載しな
ければならない。

(委託業務に従事する銀行の役員
及び職員地位)

第二十三條 銀行が日本輸出銀行の
業務の委託を受けた場合において
は、その業務の委託を受けた銀行
の役員及び職員がその委託を受け
た業務に従事するものは、刑法そ
の他の罰則の適用については、法
令により公務に従事する職員とみ
なす。

(金融機関との競争禁止)

第二十四條 日本輸出銀行は、第一
條に掲げる目的にかんがみ、輸出
金融に對して、銀行その他の金融
機関と競争してはならない。

第四章 會計

(事業年度)

第二十五條 日本輸出銀行の事業年

度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十六條 日本輸出銀行は、毎年事業年度の事業の運営により生ずる収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金利息、手形割引料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、附属諸費及び資産の運用損失金とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

(予備費)

第二十七條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本輸出銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第二十八條 予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十九條 内閣は、日本輸出銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちに

その旨を日本輸出銀行に通知するものとする。

2 日本輸出銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第三十條 日本輸出銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本輸出銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十六條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

第三十一條 日本輸出銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

(暫定予算)

第二十六條第二項から第五項まで、第二十八條及び第二十九條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてなしたものとみなす。

(予算の執行)

第三十二條 日本輸出銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十三條 日本輸出銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十四條 日本輸出銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十五條 日本輸出銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類(以下「財務諸表」という。)を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本輸出銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(決算)

第三十六條 日本輸出銀行は、毎年事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十七條 日本輸出銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十五條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

第三十八條 日本輸出銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

第三十九條 日本輸出銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第四十條 日本輸出銀行は、左の方法によるの外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有
二 大蔵省預金部への預金
三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)
第四十一條 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本輸出銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第四十二條 日本輸出銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本輸出銀行からの報告又は第四十四條第一項の規定による検査の結果に基き、日本輸出銀行に對して業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員解任)
第四十三條 内閣総理大臣は、日本輸出銀行の總裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 内閣総理大臣は、日本輸出銀行の事務理事及び理事が前項各号の一に該当するに至つたときは、總

裁に對し当該事務理事又は理事の解任を命ずることが出来る。

(報告の徴収及び検査)

第四十四條 大蔵大臣は、必要があるとき、日本輸出銀行に對して報告をさせ、又はその職員をして日本輸出銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第四十五條 日本輸出銀行の役員又は職員が、前條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十六條 左の場合においては、その違反行為をした日本輸出銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十九條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 第四十條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

七 第四十二條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第四十七條 第八條第一項の規定に違反して日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本輸出銀行の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならない。

4 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に對し資本金の拂込の請求をしなければならない。

5 資本金の第一回の拂込のあつた日において、設立委員は、その事務を日本輸出銀行の總裁に引き継がなければならない。

6 總裁が前項の事務の引継を受けただ日において、總裁、専務理事、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

7 日本輸出銀行は、設立の登記をするに因り成立する。

8 この法律施行後最初に任命される理事及び監事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理

事のうち二人及び監事のうち一人については、それぞれ總裁又は内閣總理大臣の定めるところにより、二年とする。

9 他の法令中「銀行」という場合には、日本輸出銀行を含まないものとする。

10 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 日本輸出銀行を監督すること。

11 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出銀行」を加える。

12 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「船舶運賃金」を「日本輸出銀行」に改める。

13 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出銀行」を加える。

○池田國務大臣 ただいま議題となりました中小企業信用保険特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。今般政府におきましては、中小企業者の行方事業の振興をはかる目的をもちまして、中小企業信用保険法案を別途提出いたしました御審議を願つておりますが、政府がこの中小企

業信用保険制度を実施いたすことになりました場合には、その経理の状況を明確にいたしましたため、一般會計と区分して中小企業信用保険特別會計を設けまして、これを経理するのが適當と考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

次にその内容の概略を申し上げますと、この會計の歳入歳出につきましては、保險料、中小企業信用保險法案の規定により政府が保險金を支拂つた後、金融機關に代位した貸付金債權の回収金、一般會計からの繰入金及び附屬收入をもつてその歳入とし、保險金、保險料の還付金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出といたしておりました、これにより政府の行方中、中小企業信用保險に関する経理の全体を明らかにいたし、またこの會計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別會計に必要な事項を規定いたしておるわけであります。

第二に日本輸出銀行法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。わが國の經濟復興に貿易の演ずる役割はきわめて大きく、なかんずく輸出の伸長こそわが國經濟の自立を達成するための捷徑でありますことは、いまさら申し上げるまでもないところであります。最近の諸情勢にかんがみましても、米國の對日援助は、近き將來において大幅かつ急速な減額を見るものと信ぜられるのであります。このような情勢に即応いたしますために、あらゆる施策をあげて輸出の促進に集中しなければならぬと考えるものであります。

従来わが國の貿易は、輕工業製品を中心とする加工貿易方式をもつて主として運営されて参つたのであります。が、戦後における世界諸國の生産力の回復、なかんずく東南アジア地域の經濟力の進歩発展に考えますときは、纖維製品を中心とする従来の貿易内容に安住することなく、わが國の貿易はさらに一層の飛躍改善を要請せられてい

るということが出来るのであります。他面わが國の主要取引國たるこれら諸地域は、今次大戦及びそれに続く戦後内乱の時期を経て低下した生産水準、遅れた産業構造を回復するため、現在開発と工業化の過程にあるわけでありまして、そこにおいて需要されるものは、工場設備、重機械、船舶、車輛のごとき耐久資本財なのであります。しかしながら、これら諸地域は一般的に對外支拂い手段、なかんずくドル資金の不足に悩んでおり、これら建設もしくは開発関係資材の輸入も、必ずしも意のごとく進捗しない状況にあるといわれております。もちろんこれら諸地域は、現在すでにそれ／＼米國その他の先進諸國よりの對外援助を受けており、また今後いわゆるポイン

ト・フォア・プログラムの具体化等により、相当程度の外貨資金を獲得し得るものと期待されております。しかしながら、歴大な人口と地域を有するこれら後進諸國が、短期日のうちにその近代化、工業化計画を達成し、安定した所得水準に到達し得るような巨額の援助を受けることは、かなり困難であるといわねばなりません。

いづれにいたしましても、インド、パキスタン、ビルマ、フィリピン、タイ、インドネシア、インド支那のごとき諸地域は、それ／＼の經濟復興及び産業開発計画あるいはこれに類する工

任は、ごいませんけれども、大蔵省に出入りしておられる新聞記者諸君とよく話合いをせられてまして、かかる国会を軽視するような記事の出ないように十分御注意を願いたい。これに対する大臣の御所見を承りたいと思います。

○池田國務大臣　お話の通りでございます。まして、まだ法案を審議してないときにああいうことが出るということには、まことに遺憾でございます。私としてはしましては、法案通過後人選をいたしたいと思つておるのでございませ

す。また私の意見として何とも漏れしたことはないのであります。この輸出銀行の性質にかんがみまして、慎重にりつばな人を選定したいという考えを保持しております。

○内藤（友）委員　二、三お尋ねを申し上げたいと思いますが、実はこういう重要な法案が臨時国会最終日に突如として出て参りました、すみやかに審議するようにならうとお言葉でありますので、そのお言葉に沿ひまして、なるべくすみやかに審議いたしたいと思つております。実はこの二つの法

案は中小企業並びに對易業者にと
てまことに希望の法律であり、ま
けつこうなのであります。こゝ
のを見ますと、私もはまことにど
も愛な氣持が突は起きるのであり
ます。農村に住む農村のせわを
します者は、ほかの方ばかり一生懸命に
やつておるといふ印象を強く與えら
れるのであります。突はやきもちがや
けるのであります。そこで農林関係全
融の問題につきましては、先般大蔵大

臣の非常に強い御決意をお聞かせいただきましてので、私どもは非常に心待ちに待つておるのであります。少くも

もこのいう法案と同時に出るものだと思つておりましたが、農村関係はまたまた繰延べになりました。先般の非常ないいいわるる朗報も、またただ朗報に終るのではないかと心配いたしましたのであるであります。そこでこれはまあいふのであります。その即座で即座に待つ

すわら殿大臣の御施策の御振舞を待て
ことにないたしました、実は今まであり
ましたものにつきまして二、三お尋
ねいたします。こういうことがありま
すと、いよ／＼私どもはさびしい氣持
を持つて行かなければならぬというこ
とになるのであります。と申しますの
は、先般もお尋ね申し上げましたよう
に、さつそく農林中金に対して、見返
り資金から優先出資二十億をしていた
だいたのであります。が、この配当率
が申金法の法律の規定にもかかわらず
せず、七分五厘ときめられまして、従
つて配当でありますから、それにかか
ります事業税、法人税のようなものは
当然とられるのであります。最終利
率は一割二分八厘になるということ
は、この前申し上げたのであります。

これは名前は配当でありますが、事実これは利息なのであります。これは天引きで差上げなければならぬのでありますから損金であります。損金ということになりましたれば、これは事業税でありますとか法人税とかいうものものは、当然からないのであります。貿易業者でありますとか中小企業者に対しては、非常にお手厚いこういうふうな施策を講ぜられますが、今あるものでも何だか赤子の手をもぎとるようなことをなすつていような感じを持つておるのであります。こういうものを何とかひとつこの際弱者のために、御座るを願われないのかと思うのであ

ります。大臣からお答えをいただける
とけつこうなことがあると思いますが、銀
行局長の方からでもけつこうでありま
すが、赤子の手をもちとるのともぎと
らないのか、ひとつお聞かせをいただ
きたいのであります。

問題でありますが、今後も農林中金に見返り資金から出して行きたいという考えを持つております。これは来国会において早々に農林漁業金融のために、一般会計から二十億円あるいは見返りから四十億円、これを出す計画でおります。この農業の方とか漁業の方は、これは非常に重要視しておるのですありますが、この年末を控えまして中小企業、状況あるいは輸出の状況から考えますと、これが早く出て行かなければならない。そうすると農林の方はあとでいいかと申しますと、今のところ農林中金の方は金繰りはついて、来年の三月ごろから少し苦しくなるので、それまでには十分間に合わしたいと思つております。

次にお話の見返り資金からの農林中金あるいは興銀、勧銀への出資につきましては、優先株として配当を支拂う。こうしますと利益処分になるのかから、相当資金コストが高い。これはこの前の国会で小山委員が、七分五厘の配当ということになると、一割二、三分に金をまわさなければいかぬ、これは政府の低金利政策に反するじやないか、こういうきつい御質問を受けたのであります。その後検討いたしました。て、やはりこれは小山委員が言われたとおり、あるいは今内藤委員の言われるように、実質は借入金のようなものである。仕債と心得てもいいような実質を

持つておりますので、利益処分という
ことでなしにこれは借入金のようにし
て、これに対して税をとらないという
ことを考えているのであります。これ
また来国会には法案を提出することを
今考えております。そうしてとにかく

長期資金のコストをできるだけ下けて行こう、こういうことを考えているのであります。来国会にはお話のように、農林漁業金融に対しまして六十億、そしてまた今まで出ている見返りからの優先株出資の分を免税する。この二つの関係法案を出すことは、ただいまお約束してもよろしゅうございまして。

○内閣（友）委員　もう一つお尋ね申し上げたいのでありますが、実は漁村におきまして漁業の民主化——これは委員長が一番御関係が深いのであります——ということからいたしまして、漁業証券というものが、二十六年途中に少くとも百七十億ほど出ることに、実はなつているのであります。私も過去世の農地証券の事情もよく知つてい

のでありますが、この百七十億の漁業証券というものを分散いたしますと、これを資金化しましたり、また資金化によりまして漁業施設資金に向けたり、あるいは漁業経営費に向けたりするということ、できなくなるといふとおそれがあるのであります、これを何とか百七十億の漁業証券を一本にいたしておきまして、漁民のために有効に使つて行くということを、考えなければならぬのじやないかと思つてあります。従つてこれを系統組織にかゝると十分扱わして、分散を阻止するとうな措置を講ずることが、漁業振興の点から非常に大切なことではないかと

思ふのであります。これは非常に小さいことでありますけれども、そういうことにつきまして大蔵当局は、以前の農地証券のように、何でもばら／＼にするのだというような考えであるかどうかということをお尋ねいたしたい。

と思ふのであります。

○舟山政府委員 漁業証券の問題につきまして、農地証券の例にもかんがみまして、その資金を分散させずに、統一してこれを利用したいという御意見のあることは前から伺つております。しかし何分この問題は関係法案がは出ておりませんので、具体的なことは申し上げかねますが、金融的な見地からできるだけ御趣旨に沿つたような方策を講じたいと考えております。

○宮腰委員 今日急速に提出された銀行法案の問題でありますが、こういうふうな重要法案を提出する場合は、公聴会なり、あるいは事前に予備審査なりやつて行くのが、普通の順序ではなにかと思ふのです。この法案は現在急に政府で考えられたものではありませ

ん。ずつと以前から輸出奨励という意味から、専門の輸出銀行をつくらなければならぬという意見もあり、法案はおそらく一月以前からでき上つていたのではないかと思ひますが、こゝういふ法案はどうしても公聴会を開き、予備審査なりして提出するのが普通の順序じやないかと思う。本日これを提出され、明日に会期延長になつたとしても、きようあすでこれだけの重要法案を簡単に仕上げてしまふということになると、國民は、議會というものは寧ろに軽率である、わずかに二日ばかりの間にこれだけの重要法案をきめてしまふ、こゝういふことになるのでありません。

て、われ／＼は非常に遺憾に思うのであります。その点について、どうして、この法案がきよう提出され、しかも一月半も二月も前にこの法案を提出される段階にあつたのじやないかと思ふのです。どういふ理由で今日まで提出さなかつたか。その点について、

○池田田務大臣　大体の法案はお話の通り一箇月くらい前からできておつたのでありますが、細目の点につきまして関係方面との話合ひで非常に手間取つておつたのであります。その点まゝにとに申訳ないと考えておるのでありますが、事柄自体が一日も早く施行したい問題でありますので、短期間ではありますが、ひとつできるだけの御説明をいたしたい。御了解を得たいと思ひます。私どもとしましては開会勢頭に出すつもりでおつたのでありますが、まかい点であつてもない、こうでもなないというので、実は遅れたような事柄であるので、御了解願ひたいと思うのであります。

○憲法委員ももちろんこの両法案といふものは、国民が非常に期待をかけておる法案でありまして、われわれもできる限り、徹夜しても通過させたいという努力は傾けてみたいと考えておられますが、何分会期が短かい最終段階になつておるのでありまして、政府のほう通り審議が完了するかどうか非常に疑つておる次第であります。いろいろ審議するとたくさんさんの問題が起きてきます。大蔵大臣の銀行に対する監督権の問題ですが、これは新銀行法の問題でも、金融政策問題については、日銀のポリシー・ボードを銓なくとも、大蔵大臣金融政策を自由に裁定でき

ということ、あの條文の中にもうたつておるようで、大分業者の中からもいろいろ問題が起きておつたようでもあります。この輸出銀行の監督権の範圍の問題ですが、これはけさの新聞によると、銀行法が通過しない前にすでに總裁が発表になつておるようであります。この總裁に対する監督権あるいは直接金融問題については監督権を行使するか、あるいは總裁に大幅にあらゆるものを見せしておいて、その監督だけするか、この監督権の範圍の大小によつては、政治的にこの資金の關係が左右される心配があらまして、公平なる輸出金融はできないのではなにかという心配があらまします。この監督権の範圍の限界をお伺いしたいと思ひます。

○池田國務大臣 先ほど申し上げましたように、まだ總裁はきめておりません。本格的な入選にも入つていない状況であるのでありますから、御了承願ひたいと思ひます。次に監督権でございますが、これも先ほどお答えいたしましたように、私はりつぱな人物が總裁になられるならば、あれこれ言わない方がかえつて銀行の目的を達成し得るのではないかと、こういう考え方で、一般の銀行のようにこまかい規定なんかしない方がいいという考えで進んでおるのであります。

○宮澤委員 それからこれは日本輸出銀行法となつておりますが、元來今までの政府直營の形のような銀行は、大體金融公庫という字句を用いるのが普通であつたのであります。政府みづから提出する場合に、この銀行という字句は非常に妥當を欠いておるよう思ふのですが、この銀行というものは民間が參加した半官半民の形の銀行ではないか。従つてこの資金については、おそらく直接預金部資金から出すことは不可能じゃないかというふうな、いろいろ議論が出て来るのであります。この銀行という字句を使わないで、あるいは輸出金融公庫という字句を使うのが、妥當のように考へておつたのであります。その点についてお伺ひいたします。

○池田國務大臣 これは金庫にするか、銀行にするか考へたのであります。私はほんとうのいわゆる商業的な氣持に立つて、貿易の立場になつてやるといふことになると、政府機關のやうなものにせざるに、また職員も公務員といふことでなしに、フリーな立場でやつて行けるようにした方がよいじゃないか、こういうので金庫という名前をやめまして、そうして純然たるいわゆる民間銀行のやうな形にしたい、こういうのでやつております。従ひまして職員は公務員ではございません。刑法の問題のときだけ特例を置いておるのであります。

○宮澤委員 これはプラント資金であります。貿易問題で一番最近に問題になつて参りますのは、LCが来ない前の買手の割引でございますが、これはこの前輸出銀行法案ができません。この私の質問に対しては、割引はできないが、そのかわり日銀の融資あつてせんを補充して大いに輸出金融をはかるのだ、こういう御意見であります。現在の日銀の融資あつてせんは形は非常に薄弱でありまして、市中銀行はなか／＼日銀の言うことを聞いてくれません。そこでこの輸出銀行ができた場合に、LCの来ない前の買手割引あ

るいは担保買手の割引の形でもけつてございしますが、そういう割引をどうぞんしてもらえるものでありましようか。現在日本の貿易が非常に順調でありまして、ことに紡織なんかは世界で、第二、受注高では世界一と言われるくらい貿易の成績を上げております。また技術も優秀であり、將來非常に伸びて参りますが、この貿易が盛んになつて来ると同時に、LCの来る前の担保買手の割引というものが非常に盛んになつて来ると思ひます。この点について政府が積極的に向つていただくならば、現在の貿易はおそらく現在以上五割あるいは倍額近くの貿易決済ができて、日本の産業経済に重大な利益をもたらすことと考へるのであります。大臣はLCの来ない前の買手の割引について、いさ／＼金融の措置を積極的に推進していただきたい。その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○舟山政府委員 ただいまは輸出金融についてのお尋ねであります。この輸出の方は二十條でござんて願ひます。元來プラント輸出の金融をねらいましたので、貸付金の償還期限または手形の支拂期限が六箇月を越えたというところになつております。短期の輸出金融は従来通りという構想でございます。なお従来通りと申しまして、この輸出買手につきましては、日銀の優遇措置がございします。ただこの輸出買手について特に市中銀行だけの処理にまかせずに、政府あるいは日銀がこれをあつせんするといつた考へ方は、ほかの金融全体につきましても、できるだけそういうふうな上からの干渉と申しますか、あつせんはやめて行

くという大きな線に沿つておる次第でございます。それからこの機会に印刷上の誤謬を發見いたしましたので、ちよつと御訂正願ひたいと思ひますが、第三章十八條の五、六行目でございます。但し、銀行（銀行法に基き設立された銀行をいう。）とございしますが、これは（銀行法に規定する銀行をいう。）という字誤りでございします。大體意味しますところはかわりはありません。

○川島委員 私は中小企業信用保險特別會計法案、日本輸出銀行法案の両案に対して、大まかな点についてだけ、こまかいことはそれ／＼の担当の方から詳しくあとでお尋ねをいたしたいと思ひます。そこでまず中小企業の問題について、大蔵大臣にお尋ねをしておきたいのですが、従来日本の歴代政府といつてもいいのですが、中小企業の救済あるいは育成、強化というやうなことは、それ／＼強く叫ばれて参つた。ことに最近においては重税、金詰まり等からいたしまして、中小企業の困難が非常に倍加されております。そのための救済としての中小企業対策というものが、それ／＼の角度から研究立案され、また要求もされて来ておるわけですが、そこでは本質的に大蔵大臣に、ひとつ吉田内閣の中小企業に対する態度を伺ひたいのですが、ややもすればこの中小企業対策というものが、何か救済的なものの意味において取扱われる場合が多い。真に日本経済に占める中小企業の重要性というものを前提としての、是が非でも中小企業を育成強化するといふねらいがきわめて乏しい。何か中小企業を社会政策的救

済的な対象としておるといふような感じが、非常にいたすのであります。吉田内閣の中小企業に対する根本的な態度は、どういふ考へ方に立つてこれに対処するといふ立場であるか、その点をひとつ……。

○池田國務大臣 わが國の産業組織の状況から見まして、中小企業が非常に重要な地位を占めておることは、みな異論のないところでありまして、しこうしてわれ／＼といたしましては、中小企業に対してできるだけの積極的措置をとりたい單に救済といふふうな考へ方ではないのであります。中小企業の育成のために、大産業へ金を流すことも間接には中小企業の育成になります。これはまだ不十分であります。金庫面におきましては、全國に六十數箇所のいわゆる中小企業専門の支店を置くとか、あるいはまた商工中金の一例を見ましても、私が大蔵大臣を引受けましたころ、商工中金の貸出しは二十億圓余りになつたかと思ひますが、しかし最近二十箇月の間に八十億圓くらいになつてゐる。四倍近くこの中小企業に対する商工中金の融資だけでもふえておる。吉田内閣は中小企業につきまして、決して消極的ではございません。どの内閣よりも最も力を入れてゐる。私は最近におきまして見返り資金の一、四半期三億圓、これを九億圓にいたしました。これで相当助かつておりますが、來年度におきましては、一、四半期九億圓をもう少しふやしたい。こういう計画を持つております。積極的にやつておる

九

ということを御了承願いたいと思ひます。

○川島委員 そこでさらに伺ひたいとおきたいのですが、なるほど金融面においていろいろの手を打たれておるといふことは、必ずしも十分ではないにしても、われ／＼も了承しておきたくてあります。そこで一つと政府が中小企業というものの重要性の一層の認識の上に立つて、単に金融対策だけでなく、中小企業の根本的な育成強化というものをねらい、そうして日本経済の安定自立にない手としての中小企業の役目を十分に果し得るような何か総合的な中小企業育成強化に関する金融、技術、労務その他いろいろの問題があります。原料、資材、そういうつたものを助成し、確保するという総合的な中小企業に関するところの一種の法律、私に適合な名前が浮びませんが、とにかく中小企業の総合的な促進、振興をはかるといふ、総合的な一つの法律をつくつて、その法律に基いて、政府が義務的に中小企業の全体的な育成強化をはかる。そうして日本経済の振興にない手としての、十分な中小企業に対するところの安定性を與えるというふうなことも、必要ではないかというふうに私は考えられるのであります。そういうことについて、大蔵大臣はどのように考えられますか。その点をひとつ……。

○池田國務大臣 ごもつともな御質問でございます。通商産業省の中小企業庁というのが、そういう総合的な意味で、資材とかあるいは労務とかいろいろな点をやつておられると思つております。われ／＼といたしましては、この中小企業の育成に對しまして、大蔵省の関する資金面につきまして、これは私は大きく言うようでございますが、このくらい中小企業に力を入れておる国は、ほかの国にないのではないかと。今年の春アメリカの国会で、中小企業に對しまして、特別の融資団体をつくるというものが提案されておりましたが、不幸にして否決せられました。この中小企業の保険制度なんかというところは、ほとんど各国にその例を見ない。国民金融公庫への出資とか、あるいは商工中金への見返りの引受けとか、長期債券の発行とか、あるいはこの御審議願つておられます信用保険法案にいたしまして、本年度五億圓、来年度十億圓にいたしますと、大体これによつてカバリーし得る中小企業金融が百四、五十億圓に相なるのであります。こういうふうな手この手をやつて、金融面におきましては、私は至れり盡せりとは申しませんが、非常に力を入れておるし、これによりまして中小企業の育成発達に非常な貢献を來すのではないかと、こう期待しておるのであります。

○川島委員 そこでさらに、くどく言うようですがお伺ひたいのであります。先般もこの点に觸れてお伺ひしたのでありますが、前回のこの委員会だと記憶しておるのですが、当時銀行局長であつた愛知さんの談話によりますと、當時大蔵省の中小企業に関する専門的な金融機関は、どうも必要らしいというふうな意見があり、同時にまた興業銀行の現在の總裁川北さんでしたか、この大蔵委員会の公聴会に出て参りました際にも、どうも中小企業の専門的な金融機関というものを、しかも政府が相當な額を保証するという中小企業に對する専門の金融機関は、絶対必要だというふうなことを言明された記憶を私は持つておる。大蔵省の中にも愛知銀行局長がつかつて言われたのでありますから、そういう問題がかなり論議されたのではないかと、私もは想像しておるわけですが、そこで重ねてこの点くどく言うようですが、こういう保障あるいはこれに伴う特別会計というもの、は、なきにまざる有効なものであるというところは、私もは了承するものでございまして、ひとつ端的に中小企業の金融——総合的な法制化が急に間に合ふとすれば、金融面だけでもひとつ端的に率直に、中小企業の方たちに安心感と與えられるような、そして積極的な金融がなされるような特殊銀行をつくるということも、非常に重要な意味があるのではないかと、こういうふうな考えておるのですが、この点について重ねてひとつ大蔵大臣の見解をお尋ねしておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 中小企業専門の銀行を設立するということは、考えようによつては賛成でございますが、そうかた苦しう考へると、なか／＼金融というものはむずかしいものでございまして、従いまして前々から申し上げておりますように、とにかく一県一主義というものは、どうしても独占的になりやすい。そうなると小さいものが浮ばれないという考へのもとに、一県一行主義を打破いたしまして、相當の資金を持ち信用のある人がおやりになるならば、どん／＼銀行も認めて行くという方針をとつております。最近東北にもまた大阪にも一億円で銀行ができることになつております。これは中小企業専門とは申しませんが、その意味においてわれ／＼は認めて行くというたしておるのであります。それでこの銀行が中小企業専門ということになりますと、やはり資金吸収その他にも支障を來しますので、先ほど申し上げましたような全国重要な都市におきましては、六十四の中小企業専門の支店ができました。それから貸し出してある金額も五十億圓と心得ておるのであります。そして中小企業専門と申しますと国民金融公庫、これも今三十億圓ばかりのものを持つておりますが、今度の補正予算で十億圓出し、来年度は二十億圓を出そうといたしておるのであります。専門といたしましては国民金融公庫、全般的に中小企業に對するものとしたしましては、今の見返り資金の一・四半期を銀行の特殊支店から流す。そしてまた商工中金が中小企業専門でございますが、これにつきましても先ほど申し上げましたように非常な發展ぶりであるのであります。こういう資本の機關をできるだけ拡充強化して行くと同時に、また地方の要請によりまして、新銀行ができるようにわれわれは勸奨しておるのであります。

○川島委員 その点はそれ以上追究いたしません。先ほど大臣からお話が出ました見返り資金の融資、一・四半期從來三億を今度九億にする。この問題について先般私の記憶ですが、せっかく見返り資金による中小企業への融資のわくを拡大したが、それに対する申込みが案外少い、こういうふうなことが新聞に出た記憶が私はあるのであります。この見返り資金による三億から九億円への拡大をされて、すでに幾日かたつておりますが、その後の状況によつて新聞で報ぜられておるような事情であるかどうか。もしそうであるとすれば、ちよつと不審に思われる点がございまして、この点をお尋ねしておきます。

○池田國務大臣 御承知の通りに一・四半期三億圓の場合には非常にたまつておりました。要求に應じかねておつたのであります。従つて九億圓にいたしましたのであります。従つて九億圓にいたしましたのであります。私はこの見返り資金より中小企業へ出るのが非常に遅れておる、こういうことは考えておりません。しうして手続上ちよつとやつかない点があるというふうなことを聞いておるのであります。が、そういう手続につきましては、なるべく簡素にいたしたいという方針でやつております。そればかりでなしに、今までは銀行を通じてやつておつたのであります。が、どうしても中小企業とすれば無盡会社、信用協同組合、こういうものを通じてやつた方が實際に即するのではないかと、今無盡会社、信用協同組合を通じてこの九億圓を使うというところは、關係方面と折衝中であるのであります。せつ／＼とわくはふやしたのでございまして、これが遊んでゐるというふうなことは、あつてはならないことではあります。私もその新聞は見えておりませんが、たまつておるとは考へておりません。

○川島委員 そのことはあとで銀行局長にさらに伺ひたいと思ひます。そこで次に輸出銀行に関する問題ですが、なるほど日本の経済自立達成のために、貿易の圓期的な振興をはからなければならぬことは、だれしも考

えておるところであります。従いまし
てこの輸出に資金の問題を、積
極的に政府が手を打つという事柄につ
きましては、これまたわれ／＼も別に
異議をさしはさむものではないので
す。ただこの際大臣にお伺いをしてお
きたいと思うのですが、最近の国際情
勢、ことにその情勢をめぐつてのアメ
リカを中心とした各国の経済情勢が、
どうもこのまま推移いたしますと、
次第に準戦時体制的なもの、従つてそ
れが順次統制的な段階に入るのが非常
に濃厚になつて来た。そのために日本
の非常に頼みとしておりました輸入の
上に、非常な響きをおこすに來して
おる。こういう形に進んで参ります
と、なるほど輸出銀行をつくり、大い
に輸出の促進をはかるという政府のや
り方は了とするのであります。これ
に對する輸入計画、そしてその輸入
計画を達成するということがきわめて
重要なことであり、その計画の前提に
立つてこそ、初めてわが国の輸出とい
うものがその計画に沿つて振興する
ということになるわけでありまして。そ
ういふことを考へてみますと、この日
本の経済自立にとつて実質的な第一要
件であります輸入の關係というものが、
が、ややもすれば非常に悲觀的な感じ
をさせるを得ないようなことになつて
来るのですが、この点について政府は
どういふふうに考へておるか、これを
ひとつお伺いします。

ります。決して樂觀はいたしておりま
せんが、努力によりますれば相當の輸
入もできると思つております。第三・四
半期は輸出と入／＼くらいいでござ
います。第四・四半期になります
と、私は相當輸入が伸びて来ることを
期待しております。

ろいろな場合を考へて、輸入が思ひよ
うにできなかつた場合にはどうするか
というふうなことは考へなければなら
ませんが、あらゆる惡條件を見通して
措置をとるといふことは、適當な措置
ではないと思ひます。

が非常に感銘を受けるようなことを、
現実に言明しておる方にもずいぶんぶ
ち當つたわけですね。そういう事柄につ
いて、大蔵大臣は直接の關係者ではご
ざいませんが、これは通産大臣にお伺
いする方がむしろ適當かと思ひます。
が、こういう日本の製品に對する對外
的な若干の不信——若干というよりは
相當な不信、その不信を何らかの形に
おいて積極的に回復する必要がある。政
府の積極的な指導監督の必要が非常に
あるのではないかと、この点について私
は思ひます。この点について國務大
臣としてどういふふうなことを指導
し、監督して行くかという点について
、具体的な所見があらうと思ひます。
ひ聞かしていただきたいと思ひます。

ぬと思ひます。ある人から元兎半分に
私は聞いたのでありますが、四人のう
ち一人は一番高い物を買つた。アメリカ
ではこういうふうな状況だということ
を聞いたおつたのであります。にもか
かりつばな物をつくつて、そしてりつ
ばな物を売るようにすることが、日本
の貿易振興の根本の考え方だと思ひま
す。しかしそれがためにはどういふ
積極的な処置をとるかという問題、そ
の他の問題につきましてはいろいろ
案があらうと思いますが、事業者団体法等の制
約があらうとして、なか／＼行きそうに
ありません。従つて私は輸出検査につ
きまして十分ひとつやつて行きたいと
いうので、今年度からその検査の費
用も見込んだわけでございますが、
特定商品の輸出検査をいたしまして、
悪い物は出さないというふうな方向で
行かないと、日本の貿易振興に非常な
支障があることを痛感しておるのであ
ります。通産省その他とも打合せまし
て、御趣旨のような点を實行して行き
たいと思ひます。

○川島委員 どうもその大臣の御答弁
は、ちよつとわれ／＼の具体的な情勢
の認識の上に立つての考え方とは、か
け離れているような感じがいたしま
す。これに對してあまり議論したくは
ございませんが、どうも世界情勢から
見まして、日本の輸入問題というもの
が非常に重大な段階になるのじやない
かという感じがいたします。その事柄
に伴ひまして、一方において日本の輸
出を大いに拍車をかけるということに
なりまして、どうしてもこうしても國
内の消費規正といふことも、さうい
うものがどうしても起つて来るのじや
ないかと思ひます。それからまたそれ
に伴つて一種の飢饉輸出とまで行か
なければならぬような段階にまで來る
のではないかと、さういふことになつ
て参りますと、政府の言つておられま
すところ、日本の経済安定、そして自
立の達成、国民生活の安定といふこと
と、非常な矛盾をそこにはらんで來る
おそれがあるのではないかと、さうい
う感じが、私は強ひたいといふよう
であります。さういふ事柄についてな
おさらには大臣が考へられておられ
るところがあれば、重ねてわれ／＼に聞
かしてもらいたい、さう思ひます。

○池田國善大臣 最悪の場合を想像し
て、その想像に基いていろいろな手
打つというものは、私は政府としてと
るべきではないと思ひます。やはりい

にアメリカあたりでも言つておられま
した。もう少し何とかかつこうのつ
たものを送つてくれぬか、さうすれば
かなり日本の製品がアメリカあたりで
も売れるのだ、さういふようなこと
も言つておられました。さらにまたス
イスあたりでも、今あまりないよう
ですが、かつての日本の製品に對して
、商工會議所あたりで非常に稱讃を
惜しまない人があつたわけですね。従
つて戦前のやうな形において日本の
製品がわれわれの手に入るのあれば、
大いに日本と手を握つてひとつ貿易
をやりたい、さういふやうな、むしろ

○池田國善大臣 川島君とまつたく同
感でございます。私も向うでさうい
う話をアメリカのみならず二世からも
強く聞かされておるのであります。労
働力の余つておるといふことも、十
分ある日本でございます。さういふ
だけ精密な、いいものをつくるのが本
筋であるにかかわらず、いろいろな手
を抜きまして、安ければいいという
やうなやり方で行つておられること
は、まことに遺憾だと思ひます。いつ
かの機会にお話したいと思ひますが、
Aという商人はこれを十でドルで
売るといふ契約ができます。Bとい
う商人はこれを九でドルで売るとい
ふ契約ができます。Cという商人は
これを八でドルで売るといふ契約が
できます。さういふやうなやり方を
しておられる。さういふやうなやり
方をすれば、日本の商品を仕入れたら
損をする、さういふやうな惡評を受け
ておられる。さういふやうな状態
は、さういふやうな方向で行かなければ

○川島委員 さらにもう一、二点お伺
いしておきたいのですが、これも私
近まわつて來て非常に痛感しておる
ことなんです。これもやはり大蔵大臣
にお伺いするといふよりは、むしろ外
務大臣もしくは通産大臣にお伺いす
る方が適當だと思ひますが、國務大
臣としての立場から、ひとつ所見が
あればお伺いしておきたいと思ひま
す。アシア地域にフィリピンです
が、このフィリピンにおける對日感情
というものは、われ／＼の感じて参
りましたところでは今日でも非常に
險惡であります。従つてフィリピン
の貿易關係についても、かなりこれが

○池田國善大臣 お話の点のような考
え方をされる方もありますが、輸入促
進といふことは日本経済建て直しの絶
對要件でございます。外貨の使い方を
の他にできるだけの改善を加えまし
て、輸入計画を促進しつゝあるのであ

○池田國善大臣 最悪の場合を想像し
て、その想像に基いていろいろな手
打つというものは、私は政府としてと
るべきではないと思ひます。やはりい

にアメリカあたりでも言つておられま
した。もう少し何とかかつこうのつ
たものを送つてくれぬか、さうすれば
かなり日本の製品がアメリカあたりで
も売れるのだ、さういふようなこと
も言つておられました。さらにまたス
イスあたりでも、今あまりないよう
ですが、かつての日本の製品に對して
、商工會議所あたりで非常に稱讃を
惜しまない人があつたわけですね。従
つて戦前のやうな形において日本の
製品がわれわれの手に入るのあれば、
大いに日本と手を握つてひとつ貿易
をやりたい、さういふやうな、むしろ

○池田國善大臣 川島君とまつたく同
感でございます。私も向うでさうい
う話をアメリカのみならず二世からも
強く聞かされておるのであります。労
働力の余つておるといふことも、十
分ある日本でございます。さういふ
だけ精密な、いいものをつくるのが本
筋であるにかかわらず、いろいろな手
を抜きまして、安ければいいという
やうなやり方で行つておられること
は、まことに遺憾だと思ひます。いつ
かの機会にお話したいと思ひますが、
Aという商人はこれを十でドルで
売るといふ契約ができます。Bとい
う商人はこれを九でドルで売るとい
ふ契約ができます。Cという商人は
これを八でドルで売るといふ契約が
できます。さういふやうなやり方を
しておられる。さういふやうなやり
方をすれば、日本の商品を仕入れたら
損をする、さういふやうな惡評を受け
ておられる。さういふやうな状態
は、さういふやうな方向で行かなければ

○川島委員 さらにもう一、二点お伺
いしておきたいのですが、これも私
近まわつて來て非常に痛感しておる
ことなんです。これもやはり大蔵大臣
にお伺いするといふよりは、むしろ外
務大臣もしくは通産大臣にお伺いす
る方が適當だと思ひますが、國務大
臣としての立場から、ひとつ所見が
あればお伺いしておきたいと思ひま
す。アシア地域にフィリピンです
が、このフィリピンにおける對日感情
というものは、われ／＼の感じて参
りましたところでは今日でも非常に
險惡であります。従つてフィリピン
の貿易關係についても、かなりこれが

〇池田國務大臣

川島君の言われるように、私は考えておるわけであり、今後日本の輸出貿易をいたします上にとつて、この相手のフリービンの市場というものがきわめて重要であることは言うまでもない。ところが依然として戦争以来の対日感情が非常に険悪をきわめておつて、日本人が行きましても、夜分などマニラの市街は見物などができないというようにひどい。こういう所がかりに現実にあるといひました。もう、いかに占領下の日本でありまして、これを国民外交的な方策によつて何らかの形で挽回し、打開するにう対策を必要とするのではないかと私は思う。これはフリービンだけでなくして、ここにも非常に重要な市場として掲げておきますところのインドネシア、インド支那、こういう方面にもフリービンと同じように、対日感情の芳ばしからざる面が相当あるわけであり、そこでこの諸国と交渉をやつてからでよいのではないかと。もうすでに日本は貿易をやつており、その貿易が非常に必要になつておるときですから、東南アジア方面におけるところの対日感情の険悪な地域等に対して、政府あるいは議會等が代表者を選び、そして国民的外交使節としてそれらの地域に出かけて行つて、険悪な対日感情の緩和、融和、和解、了解をはかる。こういったことは国際的にもまた貿易の上からいつても、きわめて必要なことではないかといふに、私はしみじみと感じて居つて来たものであります。が、そういうことについて政府は何か考えたことがありますか。その点も少しありましたらばお聞かせを願

〇池田國務大臣

川島君の言われるように、私は考えておるわけであり、今後日本の輸出貿易をいたします上にとつて、この相手のフリービンの市場というものがきわめて重要であることは言うまでもない。ところが依然として戦争以来の対日感情が非常に険悪をきわめておつて、日本人が行きましても、夜分などマニラの市街は見物などができないというようにひどい。こういう所がかりに現実にあるといひました。もう、いかに占領下の日本でありまして、これを国民外交的な方策によつて何らかの形で挽回し、打開するにう対策を必要とするのではないかと私は思う。これはフリービンだけでなくして、ここにも非常に重要な市場として掲げておきますところのインドネシア、インド支那、こういう方面にもフリービンと同じように、対日感情の芳ばしからざる面が相当あるわけであり、そこでこの諸国と交渉をやつてからでよいのではないかと。もうすでに日本は貿易をやつており、その貿易が非常に必要になつておるときですから、東南アジア方面におけるところの対日感情の険悪な地域等に対して、政府あるいは議會等が代表者を選び、そして国民的外交使節としてそれらの地域に出かけて行つて、険悪な対日感情の緩和、融和、和解、了解をはかる。こういったことは国際的にもまた貿易の上からいつても、きわめて必要なことではないかといふに、私はしみじみと感じて居つて来たものであります。が、そういうことについて政府は何か考えたことがありますか。その点も少しありましたらばお聞かせを願

〇池田國務大臣

先ほど来申し上げておりますように、輸出も必要であり、すが、今のところは輸入もそれ以上に必要なものであります。従ひまして、輸入のための外貨資金は十分ございます。が、ただその外貨資金にマツチする国内資金が足りぬ、こういうことである。つまり、日本銀行におきましては、ユーザンスの方法で来年の三月末には一億八千万ドルぐらいの予定であります。しかしこれは手形その他の短期のものであります。合理化資金その他長期の資金を何とかくめなければならぬ。輸入のための長期の国内資金をくめなければならぬ。これはたゞいま計画いたしております。それにはやはり預金部資金を使うよりほかはないといふので、相当金額をこの方へ使おうといふ計画をいたしておるものであります。いづれ来年年度の予算におきまして、この預金部資金は予算には出ませんが、詳しく御説明する機会があると思ひますが、心組は十分進めております。

〇池田國務大臣

三億を九億にふやしました意味におきまして、今後この見返り資金から四半期九億を少しでもふやしたいといふので、努力いたしておるものであります。何ほふえるかといふことは申し上げるところであります。おきません。私はせめて一億ふやして十億にでもいふことで、話を進めておるような状態でありまして。

〇池田國務大臣

大臣は午前中だそうです。輸出銀行に対して見返り資金が本年度二十五億、来年度五十億、円出る。こうなつておるわけでありまして、この点に關連してお聞きしたいのは、西歐のマーシャル・プランでその援助資金の五割を買付け金として、たしかアメリカ側が買付け金として、とつておいて、アメリカ側の買付けに充てるという制度があるようにありますが、本年度のアメリカの下院における露出委員会、ガリオアの問題が問題になつたときに、たしかガオリ・ズ氏が証言に立たれたときに、やはり日本の場合に五割の買付けの制度はないのかといふ質問が出ていたと思ふのであります。ところがくしくも今度七十五億円見返り資金から出るといふことになりまして、大体五割ぐらいに當つてゐるので、偶然にそれが符合してゐるか、西歐に対するマーシャル・プランのやり方と大体同じような形のやり方が、この輸出銀行という形を通じてやられて行くのであるかどうかを、ひとつお聞きしたいのであります。

〇池田國務大臣

借入金については、限度があるし、やつがちな問題を誘発いたしますので、私はこの資金の範囲内でやりたい。しかしこの資金の使い方につきましては、後刻説明いたすと思ひますが、銀行を通じて銀行とタイアップして参りますから、その割合によつても融資金額がかわつて来ると思ひます。資金の潤沢のために借入金といふことも考えられるのでありますが、あまり借入金をし始めますと、ほかの資金をこつちひつぱり込むこ

とになりますので、やはり銀行とタイアップしてやるという方向で金額を調整する方が、適当だという考えでございます。

○小山委員　そこでお伺いします。市中銀行との協調融資と申しますか、その割合については業務方法書で定めるのであります。それとも何らかの方法で、大臣の方から、市中二なら二、輸出銀行八なら八というふうな割合を監督命令として出されるのでありますか。

○池田國務大臣　実は見返りの方は、輸出銀行が八割、市中が二割、こういうふうな考え方もあるのであります。これはできやうくつでありますから、法律には書かずに業務規定できめた。しかも八割二割に何もとらわれない。これはあります。状況によつてかえ得るようにしたいと思ひます。

○小山委員　そういたしますと、少し話がまた延びて参りますが、市中と輸出銀行との割合をきめたいということであると、業務方法書できめたいという話であります。業務方法書には、たとえば個々にきめるとか、その取引取引できめるといふふうなきめ方をされるのであります。一定の幅を持たした範囲内でなければいけないというふうにきめられるのであります。

○池田國務大臣　このきめ方にはいろいろの方法があると思ひますが、私はたとえば八割以内というふうにすれば、非常に弾力性があるのじやないかと思ひます。そういうきめ方をすれば、あるいは銀行が負担するのが五割の場合もあり、七割の場合もある、これが適当じやないかという気持を持っております。

○小山委員　それからもう一つ伺つておきたいのは、この規定をばら／＼と読んでみたのですが、少しわからないところがある。と申しますのは、この貸出しのやり方によつては、輸出銀行の総裁というものは、相当の見識を持つていなければならぬことになると思ひます。それから市中銀行が一切合財見て行くということになるならば、大して見識を持つた人でなくとも済みそうではあります。そのところは、貸出しをどういうふうにして選定するかという点については、市中銀行の見識を重んぜられますか。あるいは輸出銀行の総裁の見識を重んじた方法で運営されるのであります。伺ひたい。

○池田國務大臣　これは輸出銀行総裁の見識にまたなければならぬと思ひます。従つて外国との取引ができ、これに融資するかどうかという下審査は銀行がやりますが、決定は総裁がやる、こういうことで行きたいと思ひます。従つて大蔵省の監督の問題であります。私が先ほど申し上げましたように、りつばな方を選んでその人にまかす。そうしてその人が市中銀行をリードして決定するというのが、一番実情に沿つたやり方じやないかというので、一般の銀行の監督規定とはよく違ふたつもりであるのであります。

○小山委員　そこで監督の問題が起ります。輸出銀行の組織は非常に日銀と似ておりますが、監督官を置かれるのであります。

○池田國務大臣　私は監督官を置かぬつもりでおります。

○宮澤委員　もうすでに各委員の総括的な質問は終えたやうであります。私はほんの二つ、二つ短い時間にお尋ねいたします。最初に中小企業信用保険の方でございますが、これは大蔵大臣がかね／＼関係方面と絶大な御努力を拂われました成果でありまして、でき上りましたものは非常によい制度だと考えております。ところが民間に流れております考え方は、ことに中小企業金融という問題から考えますと、損失補償というのを待望してやまないわけであり。これは弱者の引かれ者の小うたのような気持もあつますが、一つのやはり業界の叫びとして、国会なり政府なりがこれを取上げて、勸業すべきものであらうと考えております。大蔵大臣が損失補償制度について努力せられた経緯は大体伺つておるのであります。それが実現されないで、これとほとんど同じ効果が期待できる信用保険制度にかつた。その経緯をさしつかえない程度にお話いただきまして、国民大衆、ことに中小企業階層の蒙を開きたいと思つてあります。

○池田國務大臣　お話のように、損失補償制度も考えておつたのであります。が、損失補償ということになりまして、政府が民間の金融機関に相当の関与するといふふうな、われ／＼の考え方と逆の方向に行くおそれもあります。かてて加へまして、やはり中小企業の方々は、自分らの力で、自分らの共同の保険のつもりで行くんだという思想が民主的じやないか。従つてその場合に起つた中小企業の方々の損失に對し

ましては、保険制度でやつて行こう、こういうので、方法は違ひますが、思想は一番これが民主的でいいのじやないかというので、こうなつたわけであり。ます。

○宮澤委員　それから次に、中小企業金融の側面とすると、担保力、信用保険を對象としたしましては、無担保を原則とするものとわれ／＼は考へたい。もちろん金融機関の都合によつて、担保その他の権利の設定をすることがあると思ひますが、この法文の上から見ますと、担保その他の権利を行使することができるといふことで、あるいは担保が原則ではないかといふやうな感じがいたします。この点大蔵大臣の御方針を簡単に一言でつけようでございまして、お答え願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣　私は原則担保をとるという考え方がいと思ひます。しかし担保がなければ貸さぬというやうなことはいかかかと思ひます。これは銀行が二割五分負担でございまして、原則担保に担保をとつた方がよいといふぐらゐに言つておいて、銀行にまかしたらどうか。庶民階級の方々に對します貸付金は、非常に回収がよいのであります。御承知の国民金融公庫なんか、ほとんど今一％も回収不能がない状況であります。あまり担保にこだわることはよくないが、原則として一応担保をとるといふことでござい。しかし絶対に担保をとるといふことにもなつておりません。御了承願ひたいと思ひます。

○宮澤委員　次は輸出銀行の方であります。先ほど小山委員からお尋ねになつて、大蔵大臣からお答えがあつたわけであり。まだ少し了解できないことがありますが、補足させていただきます。本年の六月から来年の三月までのプラント輸出は、私の集めた資料によると、大体四万二千三百ドルであります。そのうちから行きますと、小山委員の聞かれました、円資金が不足になるであらうといふことが、非常に切実になつて来るわけであり。先ほどこの円資金が不足になつて来た場合に、資本を増加せられる用意についてのお答えが、ちよつと聞きとれなかつたのであります。これは一体どういふ方針でおやりになるのであるか。もちろん当面不足だとは考へておりません。しかし漸次輸出が振興して来ると、ますます円資金の不足となり、また円資金の不足をカバーする意味において、輸出銀行の資本金を活用する。あるいは市中との協調融資的な資金が活用される。その結果としてまた資金が足りなくなつて来るというように循環して行くと思ひますが、私の考へ方が間違つておりますかどうか。またそういう場合にどのような方策をとられますか、御説明願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣　これは御承知の通り、一般会計並に見返り資金から出す金でございまして、どん／＼これがふえて来るやうな場合において、一般会計から出す、あるいは見返り資金から出すといふことは、今はお約束はできません。ただいまのところは、今年度百五十億でまかなつて行くという考へであるのであります。従つてそれは市中銀行とタイアップした割合等で還元できると思ひます。しかし輸出が

なつて、大蔵大臣からお答えがあつたわけであり。まだ少し了解できないことがありますが、補足させていただきます。本年の六月から来年の三月までのプラント輸出は、私の集めた資料によると、大体四万二千三百ドルであります。そのうちから行きますと、小山委員の聞かれました、円資金が不足になるであらうといふことが、非常に切実になつて来るわけであり。先ほどこの円資金が不足になつて来た場合に、資本を増加せられる用意についてのお答えが、ちよつと聞きとれなかつたのであります。これは一体どういふ方針でおやりになるのであるか。もちろん当面不足だとは考へておりません。しかし漸次輸出が振興して来ると、ますます円資金の不足となり、また円資金の不足をカバーする意味において、輸出銀行の資本金を活用する。あるいは市中との協調融資的な資金が活用される。その結果としてまた資金が足りなくなつて来るというように循環して行くと思ひますが、私の考へ方が間違つておりますかどうか。またそういう場合にどのような方策をとられますか、御説明願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣　これは御承知の通り、一般会計並に見返り資金から出す金でございまして、どん／＼これがふえて来るやうな場合において、一般会計から出す、あるいは見返り資金から出すといふことは、今はお約束はできません。ただいまのところは、今年度百五十億でまかなつて行くという考へであるのであります。従つてそれは市中銀行とタイアップした割合等で還元できると思ひます。しかし輸出が

なつて、大蔵大臣からお答えがあつたわけであり。まだ少し了解できないことがありますが、補足させていただきます。本年の六月から来年の三月までのプラント輸出は、私の集めた資料によると、大体四万二千三百ドルであります。そのうちから行きますと、小山委員の聞かれました、円資金が不足になるであらうといふことが、非常に切実になつて来るわけであり。先ほどこの円資金が不足になつて来た場合に、資本を増加せられる用意についてのお答えが、ちよつと聞きとれなかつたのであります。これは一体どういふ方針でおやりになるのであるか。もちろん当面不足だとは考へておりません。しかし漸次輸出が振興して来ると、ますます円資金の不足となり、また円資金の不足をカバーする意味において、輸出銀行の資本金を活用する。あるいは市中との協調融資的な資金が活用される。その結果としてまた資金が足りなくなつて来るというように循環して行くと思ひますが、私の考へ方が間違つておりますかどうか。またそういう場合にどのような方策をとられますか、御説明願ひたいと思ひます。

非常に伸びるという場合において、資本の増加が必要であることは想像できるにはできませんが、これも片一方の出す方も限度があるのでありますから、そういう必要が生じた場合にはまた考えなければならぬが、ただいまは百五十億で行きたい、こういうふうに考えております。

○宮崎委員 最後に一言小さなことですが、直接貸しは絶対にいたさない方針ですか。

○池田國務大臣 直接貸しは絶対にしないつもりであります。

○宮崎委員 ではこの辺で私の質問を終ります。

○夏堀委員 お願いいたします。先ほど協議いたしました請願及び陳情書審査の小委員会の設置の件について、小委員及び小委員長の選任を委員長に一任願いましたが、次の小委員及び小委員長を選任いたしましたので、この際御報告申し上げておきます。

請願及び陳情書審査小委員
奥村又十郎君 小山 長規君
三宅 則義君 宮腰 喜助君
川島 金次君 米原 昶君

小委員長は奥村又十郎君にお願いいたします。

午前中はこの程度にして、休憩いたします。

午後零時五十九分休憩
午後二時三十九分開議

○夏堀委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

中小企業信用保険特別会計法案、日本輸出銀行法案の両案を一括議題として質疑を続行いたします。

○小山委員 質問に入るに先だちまし

て、銀行局長からこの新銀行法のポイントについて説明を求めたいと思います。さうおはからい願います。

○舟山政府委員 この日本輸出銀行法案につきましては、この春以来の懸案でございまして、夏ごろにはその業務を外国に対する貸付業務のみに限定する輸出金融公庫法案、こういうような構想の時代もあつたのでござい

ます。その後この公庫法案につきましては、国内的にいろいろ意見が出まして、第八国会には輸出金融公庫法案として、国内業務を営む案として提案しようという動きになつておりましたのであります。

○夏堀委員 関係方面と十分の折衝の時間もございまして、今日に至つたわけであるのであります。こういうふうな長期輸出金融に關する特別の機關に關する考え方が、再転、三転いたして参りましたために、本国会の早々に提案できませんでしたことは、はなはだ申訳ないことに思つております。

これは、これから大體條を追ひまして、日本輸出銀行法案について、その骨子を御説明申し上げたいと存じます。

第一章總則のうち、第一條は目的でございまして、「一般の金融機關が行う輸出金融を補完し、又は奨励する」という字句がございまして、これによりましても明らかでありますように、本

体この法案はプラント物の輸出を中心といたします長期輸出金融を営むのであります。それはこの銀行が指導的立場に立つてやるのではなく、あくまで一般の金融機關の行う輸出金融を、それだけにまかしておきましては十分に行かないところを、補つて行く

という考え方に基いておるのであります。それから第二條、「日本輸出銀行は、公法上の法人とする」とあります。これは全額政府出資であります。それから第三條、監事の任命権も内閣總理大臣にございまして、それから予算、決算についても国会の審議を受けるといふことになつておりますので、公法上の法人としたわけであり

ます。それから事務所は第三條、「主たる事務所を東京都に置く」ということだけを規定してございまして、その他は事務所の状況によりまして、今後この銀行の業務の状況によりまして、適當な場所に従たる事務所を置くことができる旨を規定してあるものであります。次に資本金、これは今年度の補正予算、それから来年度の予算から合計百五十億円を支出するのであります。一般會計と見返り資金から半々を出資する旨をうたつております。次に定款は大體定例の通りの規定でございまして、第六條の登記も特に申し上げることはござい

ません。第七條は名称の使用の制限でございまして、それから第八條、解散の規定につきましては、そのときに法律で詳細を規定するということになつております。第九條は、民法の準用規定でござい

ます。第二章役員及び職員、その十條は、「日本輸出銀行に、役員として、總裁一人、専務理事一人、理事三人以内、監事二人以内を置く」となつております。第十一條の職務及び権限は、特に

かわつた規定はございせん。それから第十二條の役員の任命は、先ほどもちよつと触れましたように、「總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する」と

してそのあと「専務理事及び理事は、總裁が任命する」ということで、總裁の活動というものを可能ならしめておるのであります。役員の任期は、第十三條にございまして、四年であります。このうち理事三人につきま

しては、これは附則にございまして、当初三人のうち二人が二年、監事二人のうち一人が二年、もう一人が三年、行

くように任期をきめる次第でござい

ます。それから第十四條の代表権の制限につきましても、特に申し上げることはございせん。第十五條代理人の選任、第十六條職員の任命、第十七條役員及び職員の地位、この点につきま

しては本銀行の役員は公務員とし、その地位及び俸給を国家公務員並とするという考え方もあつたのであります。が、人材を集め、活動を活発ならしめ

ますために、そういう考えは捨てまして、ただ罰則、その他の適用について、法令により公務に従事する職員とみなしたにとどめたのであります。

第三章は、業務の規定でございまして、主たる業務を三号にうたつております。この第一号は設備、この中には船舶及び車両を含みます。並びにその部分品及び付属品で本邦で生産されたもの、これを本邦から輸出する。並びにこれに伴つてなされる本邦法人及び本邦人からの技術の提供、物に伴つて参ります機械のすえつけその他といふことになりま

すが、それのための費用を金融するということになるのであります。金融の相手方は、本邦輸出業者または本邦輸出製造業者であります。ただこの貸付をなし得る場合は、但書にございまして、「銀行が日本輸出銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通

する場合に、いわゆるパーティシペーション融資といつてゐるものでござい

ますが、この場合に限るのであります。かつその場合には、融資の申込みは銀行を通じて来ることを要件としております。直接この銀行が申込みを受けないのであります。第二号は、この同じような目的のために、銀行が銀行に対して本邦輸出業者または本邦輸出製造業者のためにする手形の割引をすることを規定してござい

ますが、銀行がそれらの業者に手形貸付をして手形の割引をする場合に、それらの手形をこの銀行が再割引をすること規定してあるものであります。それから第三号、これは例外的の場合になります

が、ここにございまして、外国政府、外国の政府機關、外国の地方公共団体等に対して円資金の貸付をするのであります。但し、その貸付を受ける者が、当該貸付を受けることにより当該外国の法令の規定に違反することとなる場合を除く。主として向うの

国におきまして為替管理法その他に違反しないといふことを、保障せしめようとするものであります。それから第四号は附帯業務でございまして、これは融資後の管理、特に担保の管理とかあるいは回収の義務を考へておるのであります。それからこの銀行の性格に照し合はせて、これは市中銀行で普通の方法によりまして、普通の條件によりまして、資金の供給を行うことが困難な場合におきまして、この銀行が補完するといふ思想と、確實に輸出契約ができておる場合であつて、その契約に基づく債務の履行及び当該貸付にかかる資金の償還、またはその手形の支拂いが確實であると認められるときに

する場合に、いわゆるパーティシペーション融資といつてゐるものでござい

ますが、この場合に限るのであります。かつその場合には、融資の申込みは銀行を通じて来ることを要件としております。直接この銀行が申込みを受けないのであります。第二号は、この同じような目的のために、銀行が銀行に対して本邦輸出業者または本邦輸出製造業者のためにする手形の割引をすることを規定してござい

ますが、銀行がそれらの業者に手形貸付をして手形の割引をする場合に、それらの手形をこの銀行が再割引をすること規定してあるものであります。それから第三号、これは例外的の場合になります

が、ここにございまして、外国政府、外国の政府機關、外国の地方公共団体等に対して円資金の貸付をするのであります。但し、その貸付を受ける者が、当該貸付を受けることにより当該外国の法令の規定に違反することとなる場合を除く。主として向うの

国におきまして為替管理法その他に違反しないといふことを、保障せしめようとするものであります。それから第四号は附帯業務でございまして、これは融資後の管理、特に担保の管理とかあるいは回収の義務を考へておるのであります。それからこの銀行の性格に照し合はせて、これは市中銀行で普通の方法によりまして、普通の條件によりまして、資金の供給を行うことが困難な場合におきまして、この銀行が補完するといふ思想と、確實に輸出契約ができておる場合であつて、その契約に基づく債務の履行及び当該貸付にかかる資金の償還、またはその手形の支拂いが確實であると認められるときに

この制度のごく概要を申し上げますと、現在中小企業の要求しておる金融には長期と短期がございますが、特

に長期資金の方は、いろいろな意味においてその供給が非常に困難でありますので、この制度はその重点を、六箇月以上の資金の供給を容易ならしめるための保険制度としたのであります。

この制度の主たる骨子は、まず第一にこの制度の適用を受けます中小企業であり、その中小企業は、第二條に規定いたしてあります通りに、資本金が五百万円以下の会社、個人、またはいわゆる従業員が二百人以内

下の会社、個人このいづれにあつてもいいということにいたしてあるわけがあります。それから中小企業等協同組合あるいは農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合というもの、この法律の対象として、中小企

業の範囲内において考えるということにいたしておるわけであります。ここからいうふうに中小企業の範囲を拡大いたしましたのは、従業員返り資金等にまきましては、資本金が三百万円以下、かつ従業員が二百人以下のものが、こ

の見返り資金を利用し得る制度に相なつておつたのであります。が、できるだけ利用し得る範囲を広めるといふ趣旨で、今申し上げましたように資本金の点、従業員数の点、いづれかのわくによつて、その範囲内でならばこの制度

を利用し得るといふことにいたしましたのであります。

本制度によつて保険のかけられる金額は、一企業当りに合計三百万円とすることにいたしてあるのであります。

○舟山政府委員　本銀行の業務は輸出に關する長期金融を担当することであり、それで形態も、できるだけこの銀行の自由なる活動を拘束しないといふこと、金庫なり公庫なりの思想から銀行になつたわけであり、全額政府出資の關係上、若干普通の銀行とは違つたところがありますが、これ

を銀行として活動せしめたいと考える次第であります。従つてこれは大蔵省の専管になつたのであります。これを反面から見ると、共管その他の手続になりまゝと、業務の上にいる／＼の拘束ができませんが、そういうことも避け得られるかと考えております。但しこの運営につきましては、大蔵省が担当してあります金融業務全体についても同様であります。産業官庁の意見を十分に取入れて行くことは申すまでもない。それから先ほど御説明申し上げましたこの法律案でござんいたたきましたように、この法には許可とか認可というものはない。業務方法書のごときも届出するに過ぎないことでありまして、一に内閣総理大臣が總裁を任命いたしまして、その好むところのスタッフを集めさせて、迅速適切に腕を振つてもらうという思想になつております。この銀行全体としていわゆる金融業務に関する大蔵大臣の監督というものはあります。これは帳簿を検査したり、その他金融業務としての監督はございまして、また別途国庫大臣としての立場から若干の制約はございまして、その他はできるだけ制肘を加えない建前になつておる次第であります。なお実際の運営にあたりましては、通商産業省と大蔵省との連絡了解は、事務当局間にできておる次第であります。

○官制委員 政府委員の御説明は一応了いたしました。これは少し懸念になるかもしれませんが、大蔵大臣もしばしば言明しておりますように日本の戦後の銀行が商業銀行の性格をもつてスタートをしたために、現状におきましては長期金融をまかない、設備資

金を供給するといふことは、まづもつて興業銀行だけに行かせておる、こういうことを説明しておる。またその通りであらうと思ひます。これも法律的には、やはり大蔵大臣の監督と、多少の指揮命令ができるようでありまして、そういう状況で、しかもその長期設備資金といふものを供給する原局はやはり通商産業省でありまして、この各部局におきましては、これだけの融資、この方法、この程度、これが適当であるといふおの／＼意見書をつけ、興業銀行の窓口等であつておるし、興業銀行の窓口等であつておるし、これはその事務連絡におきましては、形の上においては決して遺憾のあるものではありませんが、実際は通商産業省と興業銀行あるいは大蔵省といふつながりは、ただ絵に描いたやうなものでありまして、事実は生産原局であり、あるいは貿易を担当しております役所の意見は、ほとんど用いられておらないといふのが現状であります。従つて輸出銀行法なるものも、御説明のように事務当局間において十分な連絡ができておつても、私どもはこれだけでだに実効を収め得ると申し上げるわけに行かないのであります。これは日本の戦後の金融界を通じての全般的な問題であらうとも思ひますけれども、ただ事務当局間の連絡があるから運営上遺憾ないではどうも満ちが足りない。もちろんこれによつて、この法律案を修正しようといふやうな強い気持は現在持つておりません。将来はもちろん考えるわけでありまして、この短かい会期の末期におきましての問題でありますから、そこまではたゞいふ考えません。しかしもう少し補足するのには、一体私もあまり

詳しいことは存じませんが、わずかな献か、あるいは人から聞いたことかもしれませんが、頭を離れないのは、ワシントンの輸出入銀行の制度のもとにおいて民間といわず、政府機関といわず、その関係いたします有力な人たちの長を集めて、諮問機関を設けてあるはずであります。従つてこの輸出銀行の中におきましても、役員——少くとも總裁の諮問機関といつたしまして、大蔵省、通商産業省、経済安定本部あるいは農林省、少くとも経済行政官庁あたりからしかるべき代表者を出しまして、諮問機関を構成し、今日まで立法の過程において十分事務当局間に了解の得られたことを、さらに実施面において確実に行ひ得ますやうな措置を講ずるのが妥当であらうと思ひますが、この点に對してのお考えはいかがでありますか。

○山崎政府委員 この銀行の運営にあたりましては、大蔵省としては通商省と十分な連絡をとつて指導して行きたいといふことを申し上げましたが、この銀行の営みとする業務につきましては、これはなるほど政府の全額出資であります。政府の政策を生かすまかかつて行わしめるといふのではないのであります。第一條にうたつてありますように、「一般の金融機関が行う輸出入金融を補充し、又は奨励する」とあります。それから業務の実際の執行方法でもわかりまゝに、市中金融機関、市中銀行に必ず責任の一半を負わすといふことであるのであります。従つて政府当局として、輸出銀行としてこういう方面に輸出入金融の措置をはかつてほしいといふことを考えております。また場合に、これをできるだけ実現で

きますようにその意思を伝達することはいたしますが、しかしこの銀行の運営といつたしましては、ただいま申しましたやうな趣旨と方法によりまして、總裁が銀行の責任において業務を営むものであるといふふうに御了解願ひたいのであります。従つて特に審議会のごときものを官庁方面から出しまして、その意思によつてこの銀行の業務を拘束して行くといふやうなことは、以上申し上げましたやうな趣旨から見て適当でないと考えておる次第であります。

○小山委員 ただいまの関連でありまして、四十三條の役員解任のところにあります「この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき」この場合に解任できるものであります。この場合に順応した輸出入金融をやらないといふ場合のほかに、解任権を發動しないといふ説明でありますか。

○山崎政府委員 役員解任のところでは、解任の事由を列挙してございまして、總裁以下役員は、この法律の趣旨に従つて銀行の運営に当らなければならぬのは当然でございまして、監督規定の四十二條におきまして、この法律を施行するため必要があると認めるときは、報告または検査した結果、業務に關し監督上必要な命令をするこゝとができることになつております。こういう命令は最後の非常措置でありましようが、こういうものに違反すれば、今度は法律または法律に基く命令の違反になる、こういう解釈はできると思ひます。

○小山委員 私の聞きたいのは、国が一つの政策を定めて、ある業種なり、

あるいは相手方のある一国に對して輸出を盛んにやりたい、こういう政策をきめました場合に、この總裁がその国の政策に従わないといふことは、この解任の理由になるか、ならないか。

○山崎政府委員 国の方でこの銀行に特定の金融をさそうといつたしまして、これは必ず市中銀行を通して申出が参らなければ、これに乗れないわけでありまして、お尋ねのやうな場合は、実際の場合は別といたしまして、法律上の問題としてはそれは不可能ではないかと考えます。

○官制委員 ただいま関連で打切られましたので、途中でまゝとさせていただきます。最後にお願いいたしますが、諮問機関を設けると、何か總裁の権限が拘束されるであらうといふことでありまして、どうもそう考えることは、ここで自由な言葉で申し上げられない言葉で、それはお察し願ひますが、逆に申せば日本式の考え方ではないと思ひます。と申しますのは、日本の貿易は、なるほど管理貿易から民間貿易に切りかえられましたが、プラント輸出といふやうな大がかりな輸出は、やはりその計画に對しまして当分の間は政府機関がタッチしておらないといふことは、實際面においてなからうと思ひます。従ひまして一つの管理貿易とまでは申しませんが、日本の貿易が完全に國際經濟の上にマツチして参りまして、かつてのやうななやかな時代が現われて来たときは別問題でありまして、この言及の時代におきましては、少くとも總裁はその形をのみ込んでやつてもらう。それに縛られるものではないけれども、その意見を聞き、

それによつて大いに構想を練る。その必要を私は痛感しておるのであります。従つて總裁の権限を拘束したり、横やりが飛び出したり、審議会なり諮問機関といふものが、その意見をもちて大蔵大臣の指揮命令といふものを左右しようといふような強力なものではないが、事実を事実といたしまして、これを見きわめてやつて行く必要はあろう。しかも貸し出しますところの審査は市中銀行がやる、その決定は總裁がやる。總裁が最後の決定をする以上、總裁が名実ともに適任者であることを私は信じますが、それにしても一人の人はよく万能ではありません。従いまして占領下にあります日本、おおむね協定貿易の線にありますが現段階の貿易に對しましては、十分關係各省あるいは學識経験者たちの意見も総合いたしまして、これを加えて總裁が決定することが妥當であらうと思ひます。先刻も申しましたように、私はこれによつてこの法律案をただいま修正しようとか何とかいうことではありませぬけれども、運営の面におきましてもしさうな矛盾が生じたときには、官廳委員が大蔵委員会において、かつてさうな発言をしたということを思い起されて、將來適當の時期にこれらの改正について、大蔵當局としてお考えいだされたことを申し添えまして、時間の關係上より以上申しません。この方はこれでおしまひにいたします。

それから中小企業信用保險のことについて、小笠長官にお伺ひいたしますが、これは私の方で質問したいと思つておるうちに、先ほど御丁寧に逐條御説明がありましたので、ほとんど説明

の必要がなくなつたことだと思ひます。私も同様に非常にたくさん質問したいことがありましたが、全部やめますが、保險契約を締結する金融機関は、一体こちらからこれだと指定するか、あるいはこちらからせよその金融機関にしてほしいという申請をするのか、こういうことを私はお尋ねしたかつた。ところが大体商工中金にこれを取扱わしめるものであるといふことを逐條説明の中で申されたが、商工中金といふものは、私が申すまでもなく組合金融が本體であつて、個人には及ばぬものであります。組合員個人にも及ばぬわけでありまして、従いましてこの條文にありますが従員二百人未満の会社、個人、あるいは資本金五百万円以下の会社、そのあとの方の個人といふ部分は、基金がわずかに五億程度の現状におきまして、もし十二億程度の保險を行おうとするならば、この個人に及ぶ機会といふものはないことになりまして、商工中金以外に他の金融機関を指定するなり、あるいは申請によつて選ぶなりいたしまして、これを扱わせる御意思があるかどうか。この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○小笠政府委員 商工中金で扱います仕事は、政府が当然やるべき仕事の現場的な仕事を、商工中金にお願いするわけでありまして、金融機関の選定は政府でできまして、その金融機関と政府との間に保險の契約をするといふことに段取りはなるのであります。金融機関の選定の方法につきましては、金融機関の希望するもの——一応範圍だけをきめてありますが、その希望するものの中から、從來の中小企業の金融に

相當経験なり実績を持つておるものを中心にして考える、こういうふうにいふたしと考へておるのであります。またこの制度の效果に影響するところ非常に大でありますので、慎重に検討した上決定したいと思ひます。

○官廳委員 最後に確かめておきますが、個人にもこの保險制度が利用されるように、金融機関と契約をなさるつもりであるかどうか。そこをはつきりしていただきたいと思ひます。

○小笠政府委員 お答えいたします。金融機関、たとえば銀行が会社でなく個人に貸し付けた場合にも、この保險契約の対象にしようと思ひます。

○官廳委員 先ほど官廳委員よりも質問のありました總裁の諮問機關の問題ですが、こういう諮問機關はぜひつくる必要があるのではないかと思ふので、何となれば、この總裁に対する任免権を大蔵大臣が握つております。監督については業務上必要な命令を発することができるといふことになつておりますが、こういうような規定がある以上は、往々にして當時の與黨の大蔵大臣の権限によつて、これを左右される場合が非常に多いのでありますから、ぜひ官廳委員の主張するように、この銀行に諮問機關としてその當時の金融の狀態、貿易の狀態をよく勘案して資金を調達せよといふような、特別な諮問機關が必要ではないかと思ひます。もう一度この諮問機關をつくるべきであるかどうかについて、重ねてお伺ひします。

○小笠政府委員 この監督命令の規定も、たとえばどの方面に貸し出しをすべきであるといふたようなことは、もちろん含まないのであります。業務の執行狀態に關する命令であるわけでありまして、いかなる貸し出しをなすべきであるかといふようなことは、この銀行の趣旨全体からいへば、この銀行に、民間のインシアチーブにおいて輸出金融をする。それが通常の場合では困難な場合に、この銀行が助けてやるということでありまして、でありますから政府側といひまして、具體的業務について積極的に介入するといふ思想は、初めから排除してあるものと御了解願ひたいのでございます。従つて總裁が広く世間の各方面の意見を聞いて業務の参考にするといふことは、實際問題としてもちろんなることであり、ましてやけれども、諮問機關のごときものは特に必要がないと認めたのでございまして。

○官廳委員 この銀行並びに國民金融公庫あたりでは、議會の收支に關する予算の審議を経なければならぬといふことになつておりますが、今後緊急な場合の生ずることが往々にしてあるのではないかと思ふのです。そういう場合に適當に、たとえば大蔵大臣に緊急措置を認めるとか、あるいは特別の措置を認めてこの資金措置を簡單にしてやられる。いわゆる議會の予算措置を経なくても、緊急な支出を認めたい方法が、非常に役立つ場合があると思ふのですが、これに關して政府では何かお考えがあるかどうか。

○小笠政府委員 御承知の通り國民金融公庫の場合等におきましては、事業計画そのものも予算を立てなければならぬといふことで、非常に拘束されております。それに比べますと、收支の

きであるといふたようなことは、もちろん含まないのであります。業務の執行狀態に關する命令であるわけでありまして、いかなる貸し出しをなすべきであるかといふようなことは、この銀行の趣旨全体からいへば、この銀行に、民間のインシアチーブにおいて輸出金融をする。それが通常の場合では困難な場合に、この銀行が助けてやるということでありまして、でありますから政府側といひまして、具體的業務について積極的に介入するといふ思想は、初めから排除してあるものと御了解願ひたいのでございます。従つて總裁が広く世間の各方面の意見を聞いて業務の参考にするといふことは、實際問題としてもちろんなることであり、ましてやけれども、諮問機關のごときものは特に必要がないと認めたのでございまして。

○官廳委員 この銀行並びに國民金融公庫あたりでは、議會の收支に關する予算の審議を経なければならぬといふことになつておりますが、今後緊急な場合の生ずることが往々にしてあるのではないかと思ふのです。そういう場合に適當に、たとえば大蔵大臣に緊急措置を認めるとか、あるいは特別の措置を認めてこの資金措置を簡單にしてやられる。いわゆる議會の予算措置を経なくても、緊急な支出を認めたい方法が、非常に役立つ場合があると思ふのですが、これに關して政府では何かお考えがあるかどうか。

○小笠政府委員 御承知の通り國民金融公庫の場合等におきましては、事業計画そのものも予算を立てなければならぬといふことで、非常に拘束されております。それに比べますと、收支の

予算だけを国会に提出すればよろしいといふことは、最小限の監督であらうと考えます。なお予算につきましては、費目の流用とかあるいは予備費とかいふ規定もあるものであります。これでも十分輸出銀行としては見通しは立つと思ひ、また突発的な事態にも対処し得ると考へております。

○官廳委員 この貸付關係は、一般の銀行を通じて輸出銀行に申し込むといふことになつておりますが、現在の金融狀態を見ますと、新しい産業、日本の將來の經濟のために非常に役立つ新しい科學事業でも発見して金融を申し込むと、市中銀行からは、お前のところは從來取引がなかつたからといつて断られております。こういうものは、將來日本の産業經濟の發展のために非常に弊害がある。年々から年中日本の旧來の制度をそのまま生かし、新しい産業を助成しないといふ欠点があるのであります。一般銀行を通じてやるといふことになると、おそろく自分の今までの所得意しか銀行は金を貸さぬ。見返り資金の中小資金が現にそうです。新しい業者が申し込んで、あなた方のところは今まで取引がなかつたから貸さない。ところがわれわれが再三ある科學的發明者にいろ／＼な意見を聞いてみると、その事業を助成するところが日本の經濟にとつて非常に役立つのですが、銀行では今までの取引がないからといつて断られております。従つてこういうようなケースが今後たびたび起ると思つて、一般銀行を通じてといふことについて、何かこれに對して輸出銀行の方から特に忠告を與えて、新しい科學的産業のために資金を調達してやるべきだといふ勧告

○小笠政府委員 この監督命令の規定も、たとえばどの方面に貸し出しをすべきであるといふたようなことは、もちろん含まないのであります。業務の執行狀態に關する命令であるわけでありまして、いかなる貸し出しをなすべきであるかといふようなことは、この銀行の趣旨全体からいへば、この銀行に、民間のインシアチーブにおいて輸出金融をする。それが通常の場合では困難な場合に、この銀行が助けてやるということでありまして、でありますから政府側といひまして、具體的業務について積極的に介入するといふ思想は、初めから排除してあるものと御了解願ひたいのでございます。従つて總裁が広く世間の各方面の意見を聞いて業務の参考にするといふことは、實際問題としてもちろんなることであり、ましてやけれども、諮問機關のごときものは特に必要がないと認めたのでございまして。

○官廳委員 この銀行並びに國民金融公庫あたりでは、議會の收支に關する予算の審議を経なければならぬといふことになつておりますが、今後緊急な場合の生ずることが往々にしてあるのではないかと思ふのです。そういう場合に適當に、たとえば大蔵大臣に緊急措置を認めるとか、あるいは特別の措置を認めてこの資金措置を簡單にしてやられる。いわゆる議會の予算措置を経なくても、緊急な支出を認めたい方法が、非常に役立つ場合があると思ふのですが、これに關して政府では何かお考えがあるかどうか。

○小笠政府委員 御承知の通り國民金融公庫の場合等におきましては、事業計画そのものも予算を立てなければならぬといふことで、非常に拘束されております。それに比べますと、收支の

ができるかどうか。あるいはまたそういうことについて特別な銀行に調査機関か、あるいは先ほどいつた諮問機関のようなものがありまして、そういう新しい産業にもやるべきだということ、一般市中銀行に勧告するような方法が必要じゃないかと思うのですが、そういう欠陥を生ずるので、この点について一点お伺いしたいと思ひます。

○舟山政府委員 この銀行のねらいとするところは、いわゆるプラントものの輸出金融でありまして、プラントものと申しますれば、勢い金額もかさみ、あるいはまた製造業者、輸出業者も相当名の売れた一流のものでなければならぬということにならうと思ひます。従つてそういう業者につきましては、取引銀行も十分それらの業者の便益を考へて、この輸出銀行に申し込んで来ると思はれるのでありまして、御懸念のようなことはないと考へております。この輸出銀行でインシアチーブをとつて市中銀行に話しかけるといふようなことは、実際問題としてはあるかもしれませんが、先ほどからたび／＼申し上げましたように、この銀行は市中銀行を助けるという立場にありますので、法律にはうたつてない次第であります。

○宮腰委員 一般銀行を通ずるという場合の調査責任の問題ですが、その調査の結果、輸出銀行も再度調査するものであるかどうか。あるいは一般銀行にまかせて、その責任は輸出銀行に全然ないのか。従つて債務償還には全然心配がないような形になつてゐるかどうか。あまり一般銀行の責任が重

過ぎるような形になれば、自然一般銀行は貸出しを避けるような懸念があるのではないかと思ひますが、この点についてお伺いいたします。

○舟山政府委員 この銀行の職員はきつめて小規模にとどめたい考へでありまして、従つて非常に専門的知識と時間とを要します調査につきましては、もつぱら市中銀行に信頼して、その審査の結果に基いて貸す、貸さぬの決定をするということとを建前としておるものであります。市中銀行の調査いたしましたことを、またこの銀行で繰返してやるということとは、手数、費用その他の点から見て適當でないと考へた次第であります。ただこの融資の方法も限られておりまして、参加融資と申しますか、一定の割合を分担いたします。それから手形の再割の場合におきまして、市中銀行は最後まで手形関係銀行としての責任を生ずるわけでありまして、言いかえますれば、市中銀行は必ず一半の責任を負うということでございますから、ずさんな調査をするというようなことはないと考へておるわけでありまして。

○宮腰委員 それから役員は公務員とみなすとなつておりますが、この資金ベースの関係は公務員と同様に取扱うものでしょうか。また債権債務の関係について、担保関係をどういふふうにお考へになつておりましたか。それから預金の取扱ひ、いわゆるこれは貸付一方であつて、全然預金をとらないのかどうか。この三点についてもう一度伺ひたい。

○舟山政府委員 これは十七條にありますように、国家公務員としないのであります。「刑法その他の罰則の適用

については、法令により公務に従事する職員とみなす」ということでありまして、逆に申しますれば、待遇及び給與については、公務員の拘束からははずれるのでございます。

担保につきましては、市中銀行の考へによりまして、とるべきものはとるということになりまして、一般銀行の貸付の指導方針によりまして、これは特に長期にわたる貸付になりますから、有担保が原則となると思ひます。それで貿易業者に対する貸付につきましては、場合によりましては、製造業者の保証を立てしめるといったような措置も考へられるのであります。

○宮腰委員 いま一点あつたのですが、この輸出銀行は五年となつておりますが、これは五箇年を経過すると当然解散してしまふものですか。あるいはまた特別な意思表示がない限りは、法律の改廃がない間は、やはり依然としてこの銀行は存在するのであります。それからもう一つ、先ほどお願いしました預金の取扱ひができるかどうか。この二点を伺ひたい。

○舟山政府委員 この銀行は預金は一切取扱ひません。それからこの存続につきましては、解散の場合には別途法律をもつて処置するのであります。五年たちますと、貸付業務は一応やめるといふ建前でありまして、回収業務、担保管理業務その他は存続するのであります。しかしこれも五年たちましたときの情勢によりまして、また法律の改正によつて貸付業務の継続その他は、もちろん考へ得られるところでありまして。

○竹村委員 私は中小企業の問題で一点伺ひたいのでありますが、大体今度

五百万円以下、二百人以下の従業員の数、これが中小企業の最高基準という形に見えるわけでありまして。しかしそのうたしますと、われ／＼はこれが制度の運用についていろいろ疑問を持つてお尋ねいたしますが、この五百万円以下、あるいは従業員二百人以下の企業というものは、全国でどれほどあるか。大体調査できております点を伺ひたい。

○小笠政府委員 お答えいたします。従業員二百人以下になりますと、工業につきましては九十九％見当になると思ひます。資本金になりますと最近の情勢を詳しくよく存じませんが、相当これも多数の範囲を占めるといふことになると思ひます。商業関係などは相当広く入つて来るといふふうに考へております。

○竹村委員 その結果は、今おつしやいますように、従業員で押えて行くといふ工業の九十九％、こういうところで規定されますならば、これの利用できるものは、われ／＼の考へでは、中小企業と申しましても上の部類、つまり資本金五百万円あるいは二百人ぐらいの従業員、こういうところに銀行の貸付が多行つて、結局ほとんど困つておる小さい、中小企業の中での中以下のものには、銀行なんかではなか／＼金を貸さないのではないかと思ひます。これに対してはどういうお考へを持っておられますか。

○小笠政府委員 お答えいたします。本制度は一応最高の限度を資本金五百万円、従業員二百人で切つたのであります。制度の運用の問題といたしましては、できるだけこれを広く運用い

たしたいと考へるのであります。特に銀行との関係におきまして、従来取引関係の薄かつた部面に対しては、協同組合、いわゆる事業者、協同組合とかあるいは水産組合、あるいは農業協同組合といったふうな協同組合単位を通じてこれを流して行く。この制度をそれらの面に応用することによりまして、相当程度広くこの制度が利用できるものと実は考へておるわけであり

○竹村委員 そこで、そういう制度ではないとおつしやいます。われ／＼実際における銀行の融資等を見て参りますと、そういう小規模のところへはなか／＼まわつて来ないのではありません。また企業協同組合にいたしまして、相当のものではないけれども、融資は受けられないといふことになつておる。たとえば先ほどの説明で聞きますと、六箇月以上の貸付金、こうなるのは大体設備資金じゃないかと思ひます。六箇月以上の貸付金、こうなるのは運転資金でありまして、そういういたしますと、その六箇月以上の設備資金に貸すという場合においては、銀行は相当の保証がなければ貸さないわけである。従つてそうなりますと、結局広く行つたといつたところで、最高は五百万円だと言われますけれども、事実上はその最高に近い方が利用できて、ほんとうの小さな面には利用できないような形になつて来ると思ひます。ありますけれども、こういうような面について何かさういふ上ばかりに融資しないような方法、まあ法案には現われないのですが、さういふような意向について何か対策を持つておられるかどうか。

○小笠政務委員 この制度が比較的大きな中小企業者に利用されるという見通しのお話でございましたが、これは見通しの議論でありまして、この見通しを、しかし従来見返り資金月一億ずつの協調融資をやつておる面を見ても、三百万円、かつ従業員二百人という限度をきめておるのであります。その平均の結果を見ますと、ずつと中以下になつておるというふうな計数も出ておるのであります。見通しとして必ずしも大きいところに行くという事は、私はなかりと思つて、この制度は中小企業に対する資金、特に長期資金、これは設備資金に限らないのであります。運転資金も含んでおるのであります。長期資金の要求というものが非常に多いのであります。これらの資金源を別途中小企業向けにできるだけふやして行くというふうな制度を並行して、本制度が十分に所期の目的を達するようにいたしたいと、希望いたしておるわけでありま

す。

○竹村委員 これは見通しの仮定の議論になりますので、仮定の議論はやめて、それを実証するように、今おあげになりました見返り資金に、今おあげの三百万円を限度としての融資の点について、できるだけ下の方に行つておる。そう上ばかりに行つておるのではないとおつしやいましたので、ひとつその点、この見返り資金におけるところの三百万円を限度としての融資の部類は、大体中小企業でどういふ辺のところにそれが行つておるか。つまりどのくらいの資本のところ、従業員どのくらいのところに多く貸し付けられて

おるか。その大体の級別のパーセントがわかればお答え願ひたい。

○小笠政務委員 ただいま具体的な資料の御要求がありました。手元にございませぬけれども、大体この制度を本年一月から実施いたしました二期ばかりの状況を見ますと、平均的に見まして、従業員は百人前後というふうなところに大体あつたように記憶いたしております。これはたまたま／＼とつた資料がそういふことであるのであります。これは引用が悪かつたと思ひますが、必ずしも上の方に行つておるというふうな結果には相なつておらぬという事を申し上げたのであります。

○竹村委員 たゞいま中小企業の協同組合、あるいは農業協同組合あるいはその連合会、あるいは水産協同組合であつて、そのほかに政令で定める業種に関する企業という事になつておるのではありませんか、この政令で定めるところの業種は一体どういふものでござい

○小笠政務委員 お答えいたします。具体的な業種を政令で定めることになつておるのではありませんが、その定め方につきましては目下検討いたしておりますが、大体の腹づもりとしては、中小企業の中で刻下の経済事情から考えまして、高順位においていようなものを除きまして、できるだけ広くこれを指定いたしたいと考えておるのではありません。高順位に置きたい、高順位に置いてさしつかえないかと思ひますものとしたしましては、たとえば娯楽業あるいは飲食業、そういうふうな奢侈的なものを中心としたしまして、さしたる高順位でもないの

ではないかと思ふものを除きまして、

○竹村委員 法案を出される前には、私たちの実情に不満でないものは、常に重要な部面が政令で定められるという事になるのです。しかもそれを聞きま

す。目下考慮中であるという事になりま

す。これは法案の審議になら

ない。だから考慮中であつても、現在

大体考慮しておられる点でわかる点だ

けでも、どれと、どれと、どれだとい

うことをはつきり示す必要が政府とし

てはあると思ひます。従つてそうしな

いと、かんじんな法案を国会で審議い

たしまして、一項だけ政令で定める

という事では、活殺自在の力を持たせ

るわけでは、かんじんなところが政令で

どん／＼やられるならば何にもならな

いのですが、その範囲、今言われたよ

うな説明だけでは私は満足できないの

であります。現在ほんとうに考慮す

るといふが、しかし聞くところにより

ますと、法案を出されて十二月十五日

から実施したい、こう言われる。今日

その間際になつて、この出された法案

にあると、政令で定めるものが目下考慮中

であるといふのは、はなはだどうもこれ

は不謹慎きわまると思ひます。その点

をはつきり政令で定める範囲はこれ

と、これと、これだといふように

考慮中であるだけでは私は納得できな

い。その点をはつきりしていただきた

い。

○小笠政務委員 お答えいたします。ただいま申し上げました趣旨に違ひはないのであります。最終的に政令の手続を経るまでに参つておられますので、ただいま申し上げましたような用語を用いたわけでありまして、高順位

に属しますものを除きましては、広く

中小企業を指定するといふこと、も

う一つ主たるねらいは、いわゆる工業

及び鉱業、商業、交通業、サービス業

というものを中心にいたしまして、今

申しましたような例外を除く、同時に

農業協同組合あるいは水産協同組合

というものが例に出ておりますが、こ

れらの構成員であります農業自体ある

いは水産業自体というものは除きまし

て、それらの行います加工業という

ものを指定いたしたい、こういうふう

に考えておるわけでありま

す。

○竹村委員 そうしますと今聞いた範

囲においては非常に広範囲になる、こ

ういふふうには受取るのではありません

が、もう一つ念を押して聞いておきたい

のは、指定される場合に、たとえば工業

部の面におきましても、現在の世界情

勢に即応して、政府は国連協力をは

つきり言つておられるわけでありま

す。もしあの朝鮮事案が拡大いたし

ました場合におきましては、それに協

力できるような工業、すなわちいわ

ゆる中小企業と申しまして、たとえば

軍事的な面に多く利用できる工業、こ

ういふものに限つて政令によつて規定

されるのかどうか、そういう意図があ

るかどうか、その辺をお伺ひしたい。

○小笠政務委員 お答えいたします。お話のようないわゆる特定の重点産業を指定する意思は、ただいまござい

ません。先ほど申し上げましたように、できるだけ広く指定する、こういう考

えであります。

○夏堀委員 その他御質問ありませ

んか。

○西村(重)委員 中小企業信用保険特

別会計法案に關しましては、質疑を打

切り、討論採決に入られんことの動議

を提出いたします。

○夏堀委員 ただいまの西村君の動

議のごとく決定するに御異議ありませ

んか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員 御異議ないようであり

ます。

これより本案を議題として討論採決

に入ります。討論は通告順によつてこ

れを許します。宮崎君。

○宮崎委員 ただいま議題となつてお

ります中小企業信用保険特別会計法案

につきまして、自由党を代表いたしまし

て賛成の意を表する次第であります。

およそ中小企業の金融の根柢の問題

は、日本の産業復興、経済自立のため

の大きな問題でありまして、わが党及

び現政府は、これに對しまして長い間

かわらざる努力を続けて参つたわけ

であります。元來中小企業の金融は取

扱う金額が少く、しかも短期の性質を

持つておりまして、金融機関といたし

ましては取扱つてあまりに、簡単に

言葉で申せばもうけがない。少しりく

つで申しますれば資金コストが高くな

る。こういうふうな欠陥があります。

で、市場の金融機関においてはあまり

歓迎せられないうで、ます／＼中小企業

の金融に困難を感じて来たこと、そこ

でまず御承知の通りであります。そこ

でまず政府といたしましては、戦後行

われておりました融資原則というもの

を撤廃いたしまして、内類というよう

なきわめて低い順位に置かれまして、

ほとんど融資の機会を與えておられな

かつた中小企業を、一般のレベルまで

引上げまして、続いて中小企業の資金を拡大する行政措置をとられまして、その上には国民金融公庫というものを、庶民金融及び恩給金庫の廃止併合に伴いまして、さつそくつくりまして、すでに本国会におきまして、全員の御賛成を得たと思つてよろしい。きわめて人々の国民金融公庫を、中小企業者のための金融機関として開設したのも、実に現内閣の施策であります。また商工中金の権限を拡大し、資本も増加し、優先株の引受け、発券能力の回復等の措置も講じまして、今日まであらゆる面におきまして、中小企業の金融打開のために努力し、その功績は少からず顯著なものと私は確信いたしております。しかるところ、いまだもつて中小企業の金融梗塞を打開するにおいて万全でもないことを、われ／＼は知らなければなりません。そこで、さらに一般金融機関が回避がちの少額金融、しかも運転資金といわず、設備資金といわず、あるいは期近のもの生産資金といわず、これらを円滑に供給するためには、どうしても金融機関の安全性を確保するため、損失補償制度の實施を要望してみません。先般本法案に対しまして、本日大蔵大臣への質疑の中にもあります通り、国民大衆は信用保険制度よりも、損失補償制度に期待をかけていることがはなはだ多いのであるから、それに対する大蔵大臣の所見はいかにとお伺いいたしております。大蔵大臣の答弁は便宜省略いたしますが、民主的な方法とすればお互いの力でやるところの保険制度の方が、よりまさつていゝるのではなからうかという観点からこれを採用した。しかもその効果にお

きましては、ほとんどかわりのないものがあることを説明せられており、われわれもこれを了とし納得いたしました次第であります。この中小企業信用保険制度が實施されますれば、今まで陸路となつておりました中小企業の金融梗塞が打開せられますことは、火を見せまして、すでに實施に移つております輸出信用保険、統いてはプラント輸出に限定はされておりますが、輸出銀行法等が制定實施されるに至りましては、中小企業を基礎といたします日本産業の金融梗塞を打開いたすのに絶大な効果をもたらすことを信じて疑いません。すなわち中小企業信用保険法なるものの使命といたしますものは、かくのごとく重大なる意味を持つものでありますので、まず本法案に賛成の意を表すると同時に、その会計、経理を特別会計とするという提案理由並びに法案に示された措置は、これまた當を得たものであることを確信するものであります。よつてわが党は双手をあげまして、本法案の成立に賛意を表すると同時に、一日も早くこれを實施いたしまして、年末行き詰まるところの中小企業の金融の梗塞打開のため、政府当局の絶大な努力を期待してやまないものであります。以上をもつてわが党の賛成討論といたします。

○夏堀委員 宮腰喜助君。今日までの中小商工業者は、金融的にも税制的にも非常に虐待を受けておりまして、あらゆる経済的研究者あるいは実務の研究者が、この金融措置と税制の措置について、中小工業を救わなければならぬということを再三論じられて参つたのであります。しかしこの問題につきまして、アメリカのような大工業の国家であるならば考え方が違ひますが、日本では全工場百分の九十八までは中小工業であり、現在中小工業において生産されている数量は六五％に達しておる状態であります。従つてアメリカで考えられている中小工業とは、ほとんどその性格を異にして、われ／＼は日本の中小工業は日本の産業の中心をなしていると思つて、たとへば一つの造船所の状態を見ても、ある造船の完成されるまでの過程において、ほとんど六割ないし七割近くは中小工業の恩恵を受けなければ完成されてはいない。しかも生産コストに至つては、日本の中小工業のコストは、現実にアメリカあたりの生産コストよりも安くなつてゐる事実もあるものでありますから、われ／＼の中小工業に対する考え方は、社会政策的な考え方ではなく、すべて本質論として中小工業の保護を考えて行かなければならぬと思つて、ことに金融の問題については、再三再四大蔵委員会、通産委員会の方面から、この金融措置にもう少し積極性を持つてほしいという陳情が盛んに來ておる。われ／＼も委員会でもこの問題を取上げて質問をしたのでありますけれども、政府はこの点についてあまりに理解がなかつた点もあつたのであります。この本日提案されているところの中小企業保険法案は、もうずつと以前に提出して、この中小企業の金融措置を講ずべきであつたのではないかと考えておつたので

ありますが、この保険制度は今後中小企業の発展のために、非常に役立つと考えるのであります。この保険制度と相似ている制度に、信用保証協会というものもありますが、この信用保証協会においてはあまり嚴重な制限がありまして、利用することが不可能な場合も多々ありまして、完全なる運用はできない部分があつたのであります。幸い今度の保険制度ができたことにおいて、今後大いに期待される点もあります。従つて金融機関をして公平にやらせることが必要であります。政府は運用について適切な措置を講じていただくことをお願いしまして、私の賛成討論を終ります。

○川島金次君。私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております中小企業信用保険特別会計法案に対して、政府にこの際強く要望を付しまして、賛意を表するものであります。吉田内閣の成立以來、財政計画は世に言う超均衡財政であつた。そのために一般勤労大衆はもちろん、中小企業方面への圧力は重税となつて現われ、そしてまたその超均衡財政のために、金融はますます逼迫して深刻化し、売れ行きは一段と不振をきわめて強い現象であります。しかもその上に、見返り資金や預金部資金の運用のあまりに當を得ておらない政府の金融政策のずさん等からいたしまして、ますます中小企業方面にその犠牲がしわ寄せになつて参りました。おそろく朝鮮事變の勃発がなかつたといふならば本年の秋ごろは日本経済における中小企業の瀕死的

ないように、ほんとうに瀕死の状態にあつて、その金融を渴望してやまない多くの中小企業方面に対する積極的な誠意と、熱意のある金融対策を示してもらうことを強く政府に要望いたしまして、本案に賛成をいたすものであります。

○夏堀委員 竹村奈良一君。
○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本案に反対するものであります。

中小工業に対する金融の問題につきましては、わが共産党の年来の主張であります。中小工業が今日危機に瀕してゐるというその原因を探求いたしますならば、先ほど川島委員が申されたごとく、今日吉田内閣が中小工業をして金詰まりに追い込んだ政策の現われである。これに対して一応こういう保険制度をもつて、幾分かでも金融の面を緩和せんとする意図は了いたしますけれども、しかしながら先ほどからわれわれが質問したところを見ましても、この制度をもつてするならば、少くとも中小企業、すなわち工業の九

九を占める広汎なものに、この金融を行わしめるものであると言つておられるけれども、実際においてはそうではなくて、五百万円の高額にこつて金融が行くことは、従来の例からいへば明らかなところでありまして、そこでわが共産党といたしましては、いかにしてもつと下の面に金と金融せしめるかという施策が現れない限り、この制度をもつてしては、実際における金詰まりにあえぐ中小工業に対する金融は不可能に近い。かかるがゆゑにわれわれはあえて反対するものであります。

○夏堀委員 討論は結局いたしました。これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○夏堀委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお報告書の作成、提出の手續につきましては、委員長に御一任を願ひます。

○夏堀委員 次に日本輸出銀行法案について質問を許します。

○小山委員 日本輸出銀行について一言お伺ひいたします。この輸出銀行の出資は政府及び見返り貸金であり、すなわち、いわばその貸出しのレート、利率はどのように定められるわけでありまして、つまりこれは借入金でありませんで、資本はいわば政府の出資でありますから、その利率はきわめて安くできるはずの資金である。ところがここにレートのきめ方につきましては一つの條文がありまして、事業費を償ふというふうなことでなければならぬことになつておるのであります。が、他面またその次の條文では、市中金融機関と競争してはならないという

ことが書いてある。ところが一般のこの資金の需要の側から申しますならば、輸出金融の貸出し利率は安ければ安いほどいいのであります。安いことを希望するはずであるが、それでは一体どこにその線をきめるのか。競争しては相ならぬというふうになつておるのでございしますが、その競争しては相ならぬという線はどこにあるのか。それからまたきめようと思えば、幾らでも安くきめられる資金の性質になつておるのであるが、そこで私がお伺ひしたいのは、どういふところでそれをきめるのかということ、これは一体だれがきめるのかということでありまして、この法文を読んだところでは、大蔵大臣がきめるとも読めますし、従来

の審議会によつてきめるとも読めます。そこでだれがきめるのかというところ、どのようになつておるのかというところ、きめるのか。つまり輸出業者あるいは製造業者は、安からんことを希望する声

が非常に強いわけでありまして、その場合に安くすることを押えるのかというところでありまして、その点を一点だけしておきたい。

○島山政府委員 この銀行の貸出し利率につきましては、輸出業者が安い方を歓迎するといふことはお説の通りであります。しかし一面国際的な見地から見まして、日本だけが輸出促進のために特殊機関が特に安い貸出し利率を採用するといふことは、いろ／＼と問題を惹起するものでございまして、されば

といつて市中銀行の率そのものを採用するといふことも、現在の利率から見まして高過ぎる。そこで第十九條に抽象的にうたいまして、市中の貸出利率も勘案して、しかしまた無制限に低くならないように、輸出銀行の收支に赤字を及ぼさないように、これらを勘案いたしまして銀行がきめるといふこと

にいたしておるのであります。銀行がきめると申しますれば、これは總裁がきめると御了解を願ひたいと思ひます。

○小山委員 その場合には、貸出し利率をきめるときは、何とてか審議会というのがあるが、あの法律に触れませんか。

○島山政府委員 臨時金利調整法におきましては、現在一年以内の短期資金についてだけ規制することになつてお

りまして、長期資金は形の上でははつきりします。

○川島委員 この際外務省の経済課長が見えられておるので、経済課長に一、二お伺ひをいたしておきたいと思ひます。ただいま本委員会に付託されております法案は、御承知の日本輸出銀行法案であります。輸出資金に対する積極的な手としての法案でありま

すが、わが国の現状をいたしまして、経済を回復し自立に持つて参りますためには、是非でもできるだけわが国の輸出貿易の振興をいたさなければならぬといふことはもちろんであります。特に今後わが国の輸出貿易の問題を考へてみますときに、この法案の提案の説明の中にもありますごとく、日本の貿易は従来繊維等を中心として貿易であつたが、今後はその貿易内容に一つの新しき道を開いて、いわゆる東南アジア方面に対する工業製品等を中心とした輸出を、盛んにして行かなければならぬといふことを、明確にうたつておるのであります。その事柄自体にはわれ／＼ももとより同感であるのであります。特にこの法案の提案の説明の中にありますので、イン

ドネシア、タイ、インドネシア、インド支那、これらの諸地域に対するところの産業開発計画、あるいはこれに類する工業化計画を持つておるその進捗に依つて、わが国が設備資材その他等を積極的に輸出する可能性がある、

またそのことに努力をすべきであるといふことも言われておるのであります。ところが、そこでこれら地域におきま

すところの今日のわが国との貿易の現状及び今後の輸出、輸入等をあわせての見通し等は、外務省ではどういふことに見ておられますか。その点をきま

すれば具体的に率直にひとつお聞かせおきを願ひたい、こういうふう

に思ひます。

要な地位に立つという事は、おそれなく輿論となつておることと思ふであります。その点にわれ／＼は相当大きな期待を持つておる次第でございます。

○川島委員 外務省の経済課と承つておりましたので、もう少し詳しくお聞きできるかと期待をいたしたのでありますが、これはむづかしいのであります。そこで次いでお尋ねをいたしますが、これら東南地域における各国の対日感情、こゝにいつた事柄につきましても外務省が調査をいたしておりますところがありまして、それをこの際におきましてお聞き願ひたいと思ふのであります。

○島津政府委員 各地の対日感情につきましては、これまで先ほどお話し申し上げましたように、インドに最近事務所が開設されたばかりでありまして、外務省として正確な判断を下すような直接の情報を持つていないのであります。伝えられるところを総合いたしますと、フィリピンにおける対日感情は、依然として著しい改善は示していないやうであります。これはいろいろな面に現れて参ります。外電にも報ぜられておりますように、講和條約の内容にも関連しまして、まだ賠償を取るという考へ方があるやうであります。全般に改善してないやうのが実情のやうにも考えられます。しかし、と申しまして、これは想像でありまして、終戦当時よりも悪くなつたというやうなことはなからうと思はれるのであります。だん／＼と日本の真意、あるいは実情というものが反映して参りますならば、今後改善の見込みが十分あるというやうに考えて

おります。その他の地域、仏印、マレー方面、これはまだ日本人もあまり行つておりませんので、状況がよく判明いたしません。しかし特に悪感情があるという事は聞き及んでおりません。ビルマ、インドないしパキスタン方面は、御承知のように商社方面からかなり人が出て参ります。こゝに人たちが持つて帰つて参ります報告は、大体相当感情がよろしいといふことに一致しておるやうであります。この方面には心配がないと考えられます。

インドネシアの新しい国が誕生いたしましたから、まだ全般的治安が安定してないといふやうなことを耳にしております。また一方日本人の入国もほとんどまだ許されておらない状況でございます。治安はよろしくない。しかし、そうかといつて、対日感情が必ずしも悪いといふことは言えないと思ふのであります。この方面も対日感情が悪いといふことは申せないのではないかと、あるいは日本人が入りましたならば、かなりいいかも知れないというやうな想像はいたしております。

はなはだ不足な御答へでございます。が、概況は以上でございます。○川島委員 ただいま御説明があつた政府委員は、外務省の経済課と承つておりまして、政務局長さんだそうであるが、私の質問が筋違いであることが初めてわかつたのであります。そこで政務局長さんとはつきりしましたので、さらに一つお伺ひいたしたいのです。ただいま局長からもお話がありましたが、たゞいま局長のごときは対日感情が必ずしも今日好ましい状況でないといふことですが、実は私ども

も先般参りまして、そういう感じを深くしてまことに残念な思いをいたして歸つて来たのであります。これは政務局長さんにお尋ねをするといふことは、あるいはむづかしい存じませんが、このフィリピンが東南アジアにおいては最も対日感情の悪いところだといふ一般にも信ぜられており、また現地に参りましてその通りであるやうに私どもは感じておるものであります。しかし、フィリピンは日本の国際的な立場から、また経済的な文化的な立場から、今後最も密接に提携し、相通じなければならぬ国柄である、私どもは信じておりますにもかかわらず、このフィリピンが今にして対日感情がきつて深刻な、險しい姿に置かれておりますことは、日本人にとつてきつめて残念なことだと思ふのであります。ところでこのフィリピンの險悪な対日感情をして、日本が何らかの形で元にもどす努力をする必要があるのではないかと、私は思つておる。一人であります。そこで政府が何かフィリピンに対して、講和條約をまつまでもなく何か積極的なことをいたしたならば、方法は必ずしもないとは言えないと考へておりますので、この機会にその事柄について、外務省で何かさういつたフィリピンに限らず、対日感情のあまりに芳しくない方面に對して、積極的な手を打たなければならぬといふやうな考へを持たれたことがあつかうかどうか。さういつたことがあるとすれば、どういふ積極的、具体的な方法をとつたらよろしかいといふことについて、考へられておたところがありますれば、この機会にお聞かせ願ひたい、こゝに思ひます。

○島津政府委員 ただいまの御質問にお答へいたします。その前にちよつとお断り申し上げておきたいと存じます。が、先ほど経済課長という御注文でございますが、先ほど経済課は政務局長の御一課でございますので、私が政府委員をやつております関係上、お答へを申し上げたのであります。政務局長も経済課を主管しておりますが、ただ外務省として貿易関係を直接主管してないといふことで、通商省の方で今取扱つておるわけでありまして、その関係で私お答へをいたしたわけであり

す。ただいまの御質問の対日感情の点に對して、これを改善するやうな何か具體的な手はないかという御意見であります。が、同様の御質問が別の機会に、たしか外務委員会と思ひましたが、再三出たことがあるのであります。三回出たことのあるのであります。たとへば一種の謝罪使節と申しますか、親善使節、さういふものを組織して送つて了解を求めたらどうかといふやうなこともあつたのであります。しかし遺憾ながら國交が回復しません前には、具體的な措置といふものは、どうも考へられないやうに思ふのであります。まして、何にしても講和條約といふものができまして、対日感情といふものも自然急に改善を見るやうなことになると思ひておるものであります。フィリピンに限らず、事実上の講和の態勢をあまり好まないといふ方面が別にはかにもあります。しかしこれは講和を妨げるやうなことでないものであります。自分の責任を持つて、一本立ちになつた國としてつき合いたいといふやうな考へ方もあるやうであります。フィリピンの場合も講和ができます

と、さういふやうな見地から事態が急速に改善されるのではないかと。それ以外に具體的な手といふものはあまりないのであります。全体から申しまして、先ほど申しますやうに、日本人の信用といふものが増せば、それで感情はよくなるやうなことにするよりほかにないと思ひておるやうであります。○夏堀委員 通産大臣がお見えになつております。参議院の方に御出席になるやうですか、通産大臣に對する質疑を願ひます。

○衆議院委員 第一にお尋ねしたいことは、この輸出銀行法案の提案理由の説明にも、輸出の伸長こそがわが國經濟の自立を達成するための捷徑であるといふやうな考へが、目的になつておるわけでありまして、最近の貿易状態を見ますと、朝鮮事変以後、單に朝鮮事件關係の特需といふだけでなく、資本主義諸國のいわゆる軍備擴張計画がど／＼進みまして、日本に對してもさういふ戰略物資の注文がずいぶんありまして、それがむしろ最近の輸出の非常な増大を來しておると思ふのであります。ただそこで問題になりますのは、さういふものがど／＼輸出される結果といたしまして、どうしても日本に残しておかなければならぬものまで、ど／＼出されるやうなやうなことが起つて来る。たとへばアルミニウムにしましても、九千トンも出ておるやうなことを聞きまして、が、ニッケルなんかほとんどストツクがない。銅とか鉛とか錫、クロム鋼、モリブデン、こゝにいうものが不足して來ていふやうなことを承つております。その結果は日本における電氣機械

第一類第六号 大蔵委員会議録第十二号 昭和二十五年十二月八日

なんかのメーカーも、むしろ資材の不足で困つておる。最も重要なのは鉄でありますが、この鉄鉱石が輸出というよりも、ほぼ軍備拡張計画の方に取られてしまつて、なか／＼日本に鉄鉱石が入つて来ない。そこで日本の鉄鋼事業においても、これは非常に重大な問題になつて来てると思ふのです。これをどうしように解決される予定であるか。鉄鉱石が入つて来ないということになれば、いくら金融的な措置でこういうことを奨励されたとしても、輸出は実際にはできない。基本的な鉄鉱石という資材が入つて来なければ全部行き詰まつてしまふ。この点についての通産大臣の見解を聞きたいと思ふます。

○横尾國壽大臣 お答えいたします。非鉄金属その他のものに対しては、輸出銀行は認めていないのであります。輸出銀行の認めておられますのはおもにプラント輸出である。そういうようなプラント式なものに対して、在米非常に困難なことは、金額も大きくなりまして、また長期になります。かつその上に向うに送りますしても、向うが受取りましてから、試験の期間一年間なりという期間があるのがあります。そのため非常に金融に困りますので、こういう輸出銀行をつくりますならば、諸外国もやつておられますやうな状態でありまして、今のわが国としてもこれが必要なりという考えでやつたのであります。お話を、朝鮮事業以後原料品が非常に入りにくいではないか、鉄石のごときもというお話でございしますが、鉄石のごときは極力明年度予定の四百万トンの鉄鋼というところに對して、手当を進めつつあるのであります。

ます。粘結炭も同様にその方に向つて、ことに最近の朝鮮事業の關係を考慮いたしまして、他方面からこれを輸入するように努めておるのでございします。

○米原委員 そういふばんやりしたお答えでは、なか／＼納得行かないのであります。四百万トン計画を実行するためには、三百三、四十万トン以上の鉄鉱石の輸入が必要なのです。そういう計画はなるほどあるかもしれないが、その計画が実現する可能性はなくなつてゐるのではないか。一体その結果がどういふふうになつておるのかを聞きたい。それが実行できる可能性があるのかないのか。それを聞きたい。実際には最近伝えられるところによると、来年の三月末になれば、ストック十萬トンもなくなるかもしれないということまで言つておる人があるのではありません。計画だけは立ててある、そのために努力するとおつしやつても、これじゃ全然問題にならないと思ふ。○横尾國壽大臣 今の問題は輸入でありますので、必ず入るといふことは、それは断言はできませんけれども、それは断言はできませんけれども、今進みつつありますので、私は来年度に對してはまず支障ないものと考へ、また支障ないやうに輸入するつもりであります。それだけお答え申し上げます。

○米原委員 ところがその計画をほかにかえられるとかいふ／＼おつしやいますけれども、三百三十八萬五千トンの輸入計画において、たとえば中共地区から三十六萬トンというやうなものを予定されておるやうであります。○横尾國壽大臣 今見込みがあるとかないとかいふお話であります。われ

一昨日ああいふ中共向け輸出禁止をやつておるやうなわけでありまして。こういうことでどういふものが入つて来る見込みは、私は立たなくなつておると思ふであります。その他の地域に對しましてもむしろ少くなりこそすれ、多くなると見込みは全然ないと言われている。たとえばインドから二十二萬トン、ゴアから十七萬トンというやうな計画があるやうでありますけれども、この方面には英國の方かどん／＼買いつけ出しておる。これも実行できないということをお聞かしておる。そういうやうな状態になりますと、はたして実行できるかどうか。そういうものが全然入らなないということになると、すべての計画が御破算になつて来るのじやないか。たとえば輸出銀行でこういう措置をとられましても、こういう点についても希望が持てないということになると、意味がないのであります。その点をもつと納得の行くやうに説明していただくたい。たとえば米國の方からとか、ブラジルとかカナダとかアラスカとか、そういうところから鉄鉱石を輸入するといふ計画もあるやうですけれども、そういう方からの、たとえば米國の鉄鉱石三十萬トンが入るといふ話だつたが、結局現在になつてもまだ入つていないといふ話も聞いております。○横尾國壽大臣 今見込みがあるとかないとかいふお話であります。われ

われは見込みのあるやうに努力しておりますので、先刻申されましたやうに手に入るまではわからぬじやないかということになりまして、これはまた議論の相違になりますけれども、今お話をのよに中共から来ておる鉄鉱石のごときは、最近非常にわずかでありますので、アメリカとか、あるいはマレーとか、あるいはその他の地区から入るべく努力しておるのでございします。それがどこから何トン入つて来るかというお話であります。大体の量はきめつつやつておりますが、今どこから何トン入つて来るかというやうなお答えはいたしかねるのでございします。

○米原委員 全然そういうやうな答弁では御答へをいたしてあります。そういうことをおつしやるなら、なぜあやうい中央貿易の禁止令を出されたか。どういふ法的な根拠で出されたか。第一にそれを聞きたいと思ひます。

○横尾國壽大臣 本会議で御返事申し上げた通りに、朝鮮事業の現段階において、それを考へつつやつたのであります。それから、さう御了承願ひします。

○米原委員 私は法的根拠を聞いておるわけですが、その事情でなくて、法的根拠を……。

○横尾國壽大臣 輸出品の管理令によつてやつたのでございします。

○米原委員 あの輸出品の管理令の中には、許可制度になつていて、そういうことをなると制限することができやうな規定になつておるやうであります。ところが、さうしますと朝鮮事件の關係ということになると、新聞の伝へるところによると、アメリカの方からもういふ話があつたというやうなことが出ておりますが、通達でもあつてさういふことを適用されたのであります。○横尾國壽大臣 政府の独自の考へでやつたのであります。

○米原委員 政府の独自の考へでやつたおつしやいますと、ます／＼もつて私は理解に苦しむものであります。たとえば實際問題として中共方面にこれを輸出した。今までずいぶん制限して来ましたが、むしろこの機会に徹底的にこの制限を緩和して行くならば、この鉄鉱石の問題だつてすぐ解決つくと思ふ。あの措置によつてたとえば開港場もおそらく入らなくなつてしまふが、富士製鉄でも扶桑金属でも、ほとんど開港場だけでやつておるということをお聞かしております。そういうことになりまして、非常に大打撃をこうむることになります。こういう点について一体どういふ措置が考へられておるか、この点を明らかにしてもらいたい。

○横尾國壽大臣 製鉄用の粘結炭に對しましては、開港場が入つて来たのは多少あるのがあります。しかしながらこれを米炭をもつてとりかへるべく、今せつかく交渉中ではございします。かつまた今の貿易管理令によつてやりましたことは、まず朝鮮事業の推移を見るために約一箇月間ばかりやりまするの、その以後はその以後の推移によつて考へたいと思ひます。

○米原委員 開港場をほかの米炭にかへるといふことになりましたと、たしかコストの点でも二倍以上になると思ふのであります。さういふときにどういふ措置をとられるか。政府の政策によつてさういふ犠牲を負わせてどういふことを適用されたのであります。○横尾國壽大臣 政府の独自の考へでやつたのであります。

う措置をとられるか、明らかにしてい
ただきたい。

○横尾國務大臣 御存じの通り開港炭
とアメリカ炭とは品質が相当違ひので
あります。それで現在の情勢におきま
しては、工業的に考えまして大して差
異がないものと考えます。

○米原委員 この輸出制限令の問題で
ありますが、たとえば先月二十八日の
新聞に出ておられますが、対中共同輸出
貿易の突進調査が、アメリカの上院商業
分科委員会で行われたときに、こうい
う問題が明らかになつております。四
百万ポンド以上の銅を中共向けに積み
出したという理由で、米国の商社が日
本で告訴されるというものであります。
こういふことが出ております。つま
りアメリカからは中共に対して銅の
輸出制限をやつておられぬ。ところが日
本からアメリカに銅を輸出している。
そうするとニューヨークから河北に向
つて再輸出した。このことが問題にな
つて、これはアメリカの方の法律では
罰せられないけれども、そのアメリカ
人なりアメリカの商社が日本の法律で
日本で罰せられる、こういうような問
題になつたというものが出ております
が、こういうことになりましたと、ま
すますもつて私は政府のやつておられ
ることが理解できない。アメリカの方
は中共貿易をどん／＼やつて銅を輸出
している。ところが日本はこういうもの
も輸出させない。これは何のために
こういふことをやるのか理解に苦し
む。もつとはつきりこの点を説明して
もらいたい。

○横尾國務大臣 お答えします。ただ
いまの委員のお尋ねに關しましては、
憲法にいたしまして私まだそのことを

聞いておりませんので、御返答いたし
かねます。

○夏堀委員 通産大臣は本会議に出
席しますので、あと一点だけ許しま
す。

○米原委員 そうしますと別の問題を
聞きます。この輸出銀行法によると、
プラント輸出ということが最も大きく
取上げられておられるわけですが、
インド方面にプラント輸出をやしまし
た一万五千キロワットの水力発電設
備、パキスタン方面に輸出しましたタ
ンク車百五十四両が、最近キャンセル
されたというのを聞いておりますが、
そういうことを聞いております
ておるのではないかと。そういふ点とも
一つ聞いておきたい。ここに資料とい
うものがあります。二十四年度の四月
から二十五年度の三月までの四つも
のが出ておられますが、われ／＼はこれ
だけでよくわからないので、もう少し
し聞きたいのです。このプラント輸出
がむしろ最近減少しておるといふこ
とを聞いておるのではありませんか、どう
いう事情で、減少しておるか。これは
二十四年四月から今年三月までの数字
しか出ておりませんが、それ以後むし
ろ少くなつておるようですが、そうい
う事情があるのかどうか、これを聞き
たい。

○横尾國務大臣 私詳しく存じません
ので、今ここに政府委員が来ておりま
すから、政府委員から答弁いたさせま
す。

なお先刻輸出管理令と申しました
が、これは外国為替及び外国貿易管理
令でございますので、さよう訂正いた
します。

○岡部説明員 お答えいたします。タ
ンク車の問題と発電設備の解約の問題
でございますが、私の方にはまだそ
ういふ話はございません。むしろ発電
所の方は政府の発注でございますが、タ
ンク車の方はL.C.の開設計があつたとい
うふうに聞いております。プラント輸
出の金額を申し上げますと、二十四年四
月から今年三月の間に二千六百六十万
ドルでございまして、今年四月から八
月までの間に九百四十九万ドルでござ
いまして、間にさきにこれが四千二百
万ドル以上の需要の申込みがございま
す。それだけでございまして、わか
りませんが、漸次ふえて行つておる傾
向でございます。

○米原委員 今来年三月までは相当ふ
えるという見込みだとおっしゃいまし
たが、それは大体どういふ方面になつ
ておるか、わかりましたらお知らせせ
ください。

○岡部説明員 大体主要な国としては
東南アジア、インド、タイ、パキス
タン、フィリピンというふうなもの
がおもでございます。その他アルゼン
チン及びブラジルというものもござ
います。

○米原委員 そうしますとプラント輸
出の点についてもう少し——政府の出
されたこの資料を見ますと、プラ
ント輸出の決済方法の具体例というの
がありまして、これによると大体決済
が長いので三十六箇月、大体三箇年
で終るようになっておりますが、この輸
出銀行法を讀んでみますと、第二十條
に先ほど御説明がありましたように、
大体三箇年以内というようにきめてお

られるのであります。長くても償還期
限五年以内、こういうふうになつてお
ります。これは大体どの程度のもの
か理解できないけれども、プラント輸
出という点、発電設備などは、かつて
朝鮮の水壑ダムなどの例をとると、
これは十五年間もかかるわけでありま
すが、これによると最長五箇年、この
程度で一体いのかどうか。どの程度
のものが多くてどの程度で済むのか。
その点の御説明を願いたい。

○岡部説明員 大体このごろ問題にな
つておりますものは、船の關係ある
は車両はというものが多くございま
すけれども、発電施設になりますと長
期になつて参りますので、平均いたし
まして三年くらいと予定されております
が、漸次期間の長い引合ひもつ／＼
話が出て参つております。それらにつ
きましてはまたそのときに考えたいと
思います。

○宮原委員 十月の貿易の成績は、新
聞の上では約八千万ドルくらい輸出を
しておる。その中に二千何百万ドル
は、中共に対する金属の輸出というこ
とが出ておつたように記憶してござい
ますが、あの二千万ドルの中には、い
ゆる司令部のリストに違反するよう
なものも書いてあつたように記憶して
おります。薄鉄板、銅線のようなもの
書いてございまして、あれはリストに
違反するものではないかという疑い
を持っておりますが、その点をちよつ
とお伺いしたい。

○岡部説明員 お答えいたします。私
は係が違ひますので、その内容をはつ
きり存じません。但しそれほど
多い金額に上つておるとは思いません

が、数字はちよつとただいま持つてお
りません。

○宮原委員 昨年度からごく最近まで
の対中国貿易の總合計が、一億二千万
ドルくらいになつております。そのう
ち二千万ドルは天津との直接貿易だ
というふうに聞いておりますが、あと一
億近くのは香港経由の貿易だと聞
いております。ところが香港経由貿易
になると、中間の業者が非常な龐大な
利益をむさぼつてある。これがために
日本の商品の將來の發展にも、障害が
あると思ふのであります。この香港だ
けはポンド資本が入れば駐在員が派遣
できると思ふのであります。こうい
う今後の中国貿易、中共貿易に關
連しまして、特に香港だけは駐在員を
置く必要があると考えておるのであ
ります。この香港の駐在員のこと
は現実にして復活されるかどうか、伺
いたいと思ひます。

○岡部説明員 ただいまのところまだ
そういう交渉はしておられはせず
でございますが、これを經由して取引さ
れておるものは、約二千万ドルあると聞
いております。その天津についてもある
いは華僑の手を経てやつておる面も
あるだろうと思ひますが、われ／＼は今
後天津と直接貿易をするのを、非常
に期待をかけておるのではありません。また
天津は昔からの取引もありますし、大
体あの辺の産業の事情もよくわかつて
いるのだし、従つて現在天津と取引し
ている場合には、中共との管理貿易だ
と思ふのですが、あるいは個人対の自
由貿易をやつておるかどうか、そう
いふ点をちよつとお伺いします。

○岡部説明員 ただいまはバーター取

引を認めておりますので、あちらが先に品物を持つて来るというときの決済方法としてやつております。

○富田委員 それから青島から済南へ行く途中に、日本が戦争中に集めた鉄鉱石が約百万トンばかりある由であります。これは大分以前から問題になつておるようでありませう。あれを、このように日本のスクラップも少くなる場合には、ぜひ日本の製鉄所あたりが必要じゃないかと思うのであります。この青島、済南間にあるところの鉄鉱石について、通産省では研究なされたことがありませうかどうか。

○岡部説明員 お答えいたします。私はその事実を存じません。

○米原委員 先ほど通産大臣に伺いましたけれども、全然納得行かないので、もう少しはつきりと輸入の予定を——一体できるのかできないのか。最近の状態では非常に基礎的物資がむしろ不足しておつて、これをどういふふうに解決するかと考えているのか。それが解決できなければ、こういうことをやつても全然意味がないと思うのであります。その点を説明してもらいたいと思ひます。

○岡部説明員 先ほど大臣が説明いたしました通り、通産省といたしましては極力これの輸入に努めておるわけでありませう。私は係でございませうので、見通しの点は申し上げられませう。

○米原委員 重大な問題でありますから、係がいなければ係が来て話をするまで、暫時休憩することを要望いたします。

○夏堀委員 その他御質問ありませんか。

それではちよつと休憩いたします。午後五時五十分休憩

午後五時五十四分開議

○夏堀委員 休憩前に引続き会議を開きます。

日本輸出銀行法案を議題として質疑を続行いたします。

○川島委員 それでは外務省の政務局長並びに安定本部の貿易局長の来られるまで、銀行局長に二、三お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

先般も私はちよつと触れたのでございませうが、この法案は輸出にのみ重点を置いた法案であります。参考資料として提出されましたものには、ワシントンの輸出銀行に関するものがあつたのでございませうが、政府がこのほどの貿易資金の問題について、輸出のみにとどめた特殊の金融機関を設けるに至りました所見を、まず明らかにしてもらいたいと思ひます。

○舟山政府委員 この輸出銀行の機能を輸出だけに限りましたのは、輸出金融、特に長期輸出金融が民間独自の力では十分ではないということを認めたことと、それから輸出を伸ばすこと、特にプラントもの輸出をいたしまして、東南アジア地域と経済的に強く結びつくことが必要であるということを確認しました。こういうような点から、長期輸出金融の必要性が痛感せられておつたわけでありませう。輸入につきましては、たとえば日本銀行の外国為替貸付等を認めることによりまして、国内金融、しかも民間の金融でまかないがつくと認めたからでございませう。

○川島委員 そこで続いてお尋ねいたしますが、それでは輸入に関する資金

確保の問題については、現状のままでいささかも支障がないと政府は考えられておりますか。

○舟山政府委員 輸入を阻害しておる原因はいろいろあると思ひます。たとえば貿易協定の面における問題とか、最近には先方が売り惜しみをする面でありませう。その支障が起つておる面においていろいろの支障が起つておると思ひますが、金融的に申しますれば、日本銀行の外国為替貸付金を認めますことにより大いに改善せられ、輸入金融にはさしつかえないものと考えられております。なお大量の物資を輸入いたしまして、これを長期貯蔵をする貯蔵金融まで考えなければならぬかどうかという問題につきましても、これはいろいろの客観情勢があることと思ひますのでありまして、現在はその必要がないと考へておるのでございませう。

○川島委員 それでは今の輸入資金については、一種のいわゆるユーザンス制度というものが実施されておるわけでありまして、これは輸入業者の資金のために、大体三箇月くらいを限度としてこの制度を実施しておるわけでありませう。これは多分九月だつたと思ひます。これは十二月ないし一月ごろには決着をしなければならぬ段階に入つて来ておりますが、この決着の段階に入つて、輸入業者が円滑な決済ができる状況に今日なつた。その点でお調べになつたところがありませうならば、お示しを願ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 この外国為替貸付制度は九月二十五日から実施いたしました。これは輸入関係書類の到着から原則として三箇月、場合によりましては

四箇月、なお貨物の輸送途上に事故がありませう。その事故のありませう。その期間だけ決済を待つという制度でございませう。それで現在のところ九月末以降の輸入は、決済が延期しておるわけでありませう。現在は輸入貨物引取り代金の支拂いに困るという問題はな

いわけでありませう。今三箇月の間は引取り代金の取立てを待つておるという関係になります。

○川島委員 その取立て期間が、いろいろ現実のような事情から、三箇月ないし四箇月ではむづかしい面もあるのではないかと私は思ひます。それが、さらに期間を延長して、そうして輸入業者の資金確保。並びに回収に便するといふ形も、必要ではないかと私は思ひますので、その点をお尋ねしたわけでありませう。

さらに政務局長さんに先ほどの続きであります。お尋ねをいたしたいと思ひます。東南アジアにおける対日感情の好ましくない地点はひとりフィリピンのみでない。その他にも若干の国があるとの言明があつたわけでありませう。いよ／＼もつてまことに遺憾な事態だと思ひます。そこで先ほど局長は、いづれ日本の信用を回復し、講和條約が結ばれて行けば、さらに好転するのではないかとというようなお話でありました。そういうことも一つの期待であり、りくつであらうと思ひます。その講和條約を締結いたします事前において、東南アジア諸方面において、日本に対する憎しみの感情をいまだに拂拭し切れない諸国がありといたしますれば、その講和條約の締結を日本にとつても最も好ましい姿に持つて参りますために、事前的

な手を打つという必要性を、私どもは実際に伺つてみて感じておるのであります。そこでどういふようでありませうが、そういう意味では講和條約の締結前に必要であるということを感じておるために、先ほどのお尋ねをいたしたのでありまして、そういうことについて外務当局は、講和條約の事前においてはそうしたことは必要ないのだ、ひとり單に講和條約の締結を待つて、後において努力をすればいいのだという考え方でおられるのかどうか。それについても一度所見をお示し願ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げました趣旨は、ただいま最後にお話のございましたように、何もしない方がいいという趣旨では毛頭ないので、講和條約の前でも対日感情を改善するような方向に、ぜひ向けて行きたいという気持ちにおいてはまことに同感でございまして、具体的な手があればもちろん打つて行きたいと思ひます。今日、有効な具体的手がなかなか見つかるのが困難であるという趣旨で申し上げたわけでありませう。

○川島委員 私は必ずしもお尋ねせんがためにお尋ねしておるつもりはまつたくないのであります。非常に身に感じておる事柄でありますので、くどくどしく繰返すわけなのであります。今、この外交の回復しておらない占領下の日本においては、いかんともいたし方がないと言つてしまえばそれまでであらうと思ひます。しかし政府の積極的ななくふう、そうして国民のそれに対する協力を得ようとする熱意があれば、私は講和條約以前においても、何

らかの形でこの対日感情の激悪な案を
持つております諸国に対する改善の
具体的運動なり、方法なりがあり得
るのだというふうに私は考えられる。
講和條約が目前に迫つておると一般に
も期待されておりますほどに、一層
そういう必要性を持つてゐるという感
じであるのであります。これ以上私は
申し上げませんけれども、政府におい
て何らかの積極的なことをせられ
て、フイリピンを中心とする他の諸国
にも、かなりまだ対日感情の思ひく
ない面がありますことも私は存じてお
ります。政府は、もとよりわれ／＼よ
り一層にその点は痛感されてゐる事柄
であらうと思ひます。どうぞその面の
打開のために、講和條約の締結の事前
に打つべき手がありとすれば、その打
つべき手について積極的な熱意のある
研究をふをされんことを、私は切に
日本の将来の民族の独立と経済的、文
化的、國際的な修交を一層高める意味
におきまして、私は特に要望してお
きたいのであります。

そこで次に通産省の方にお尋ねをい
たしと思ふ。これは先ほど来から
共産党のほかの諸君からも同じような
ことが質問をされておりますので、若
千重複のきらいがないでもないです
が、最初私は外務省の方にお尋ねい
たしたので、日本の今後の輸出貿易
の主体はアメリカはもちろんである
が、東南アジアにあるというところは言
うまでもないのであります。ことにこ
の法案の提出された理由の中に
も、今後インド、パキスタン、ビル
マ、フィリピン、タイ、インドネシ
ア、インド支那等の諸地域に対する積
極的な貿易政策が希望され、期待され

ておるようでありましてありますが、
この方面に対することの輸出貿易
の現状と将来の見通しについて、はた
してこの輸出銀行法案の提案の理由の
説明の中に明記されておりますほど、
樂觀的に考へてよろしいものか。そう
いう事柄について、實際の事柄に携わ
つております通産省当局の率直な、し
かも具体的な話をひとつわれ／＼にお
聞かせ願ひたい。

○夏堀委員 川島君にお諮りいたし
ます。明日安本の貿易關係の政府委員
を呼んでよく説明させますから、どう
ぞきようは時間がありますから御了
承願ひたい。

○西村(通)委員 日本輸出銀行法案に
つきましては質疑を打ち切り、討論採決
に入らんことを望みます。

○夏堀委員 西村君の動議に御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員 御異議なしと認めま
す。

これより本案を議題として討論採決
に入ります。討論は通告順によつてこ
れを許します。西村君。

○西村(通)委員 ただいま議題となり
ました日本輸出銀行法案につきまし
て、私は自由党を代表いたしまして賛
成の意を表するものであります。

わが國の経済復興に貿易の演ずる役
割はきわめて大でございまして、わが
國経済が自立を達成するためには、何
よりも輸出振興をはからねばならぬと
思ふのであります。ことに米國の對
日援助が打切られるというおそれがある
情勢にかんがみましては、あらゆる施
策を輸出の促進に向けなければならぬ
と存するのであります。従来わが國

の貿易は輕工業中心でありましたが、
今回の大戦後は情勢が変化いたしました
て、わが國の主要取引國たる東南アジ
ア諸地域におきましては、工場設備、
重機械、船舶、車両等の重工業資本財
に対する需要が多いのであります。そ
いふゆるプラント輸出の問題が大きい
クローズ・アップして来たのでありま
す。これらのプラント輸出におきまし
ては巨額の長期資金を要するのであり
まして、この種金融機關の設置は各方
面から非常に要望されております。今
回この要望に沿うべく日本輸出銀行法
案が提出されました。この趣旨に對し
て私は賛意を表する次第でございま
す。

○夏堀委員 内藤君。
○内藤(友)委員 私は二、三の希望を
申し上げまして本案に賛成いたしまし
ます。その先に、こゝいう重要法案を今
日お出しになつて、すぐ議決するよう
に、こゝうことはまことに残念でありま
して、この点は遺憾の意を表してお
く次第であります。

いふ／＼と内容を研究してみます
と、總裁の諸問機關というものをあつ
くりになつて、十分にこの機能を發揮
するやうに願ひたいというのが一つの
点。第二は、従来やま／＼と、こ
ういう特種金融機關はいろいろ問題を
起すのであります。この機關に限つ
てはさういふ問題の起らないやうに、
十二分の御配慮を願ひたいということ
が第二であります。第三は、特殊な貿
易業者だけの利用ということになりま
すと、まことにいかぬのであります。
て、広くこの種の業者に對してまんべ
んなくひとつやつていたいただきたい。そ
の他いろいろ希望もありますけれども

も、時間も切迫したことであります。か
ら、二、三の希望を申し上げまして、
本案に賛成するものであります。(拍
手)

○川島委員 私は日本社会党を代表い
たしまして、議題となつております
日本輸出銀行法案に對しまして、この
際政府に強く要望をしまして、賛成の
意を表するものであります。

ただいま同僚の民主党内藤君からも
お話がありましたように、最近の本委
員會の狀態から見ますと、毎國會ごと
にその終末に及んで、きわめて日本經
済、國民生活に重要な法案を、突如と
して提出をいたして来るという事柄が
續いておる。かくのごとき事柄でござ
いましては、國民の代表として重要な
案件を審議すべき重大な任務を負つて
おります國會並びに本委員會といた
しまして、その責任を十分に果します
ことが、きわめて困難な事柄に迫りや
られるのでございまして、いよ／＼通常
國會も明後日に召集されておしまし
て、おそろしくこの國會におきまして
も、さだめし政府から本委員會に種々
なる、しかも重要な法案が付記され
るものと予想いたしておるのでござい
ます。どうぞ會期の切迫につれて、しか
も更に重要な法案を付記するといふこ
の惡例を、ひとつ今回限り廃止をして
もらふことを切に強く政府に要望し、
また委員長を通じて、この事柄はこと
に強く政府に警告を発することを、ま
ず私からお願ひをしておく次第であ
ります。

をいたしたいというやうな感じをいた
す面もないではございせんが、いず
れにしても今日の日本經濟の實際から
いたしまして、日本の輸出の振興をは
かるといふことのきわめて重要な本
質にわれ／＼はかんがみまして、本案
に賛成をいたすものであります。しか
しながら本案の實施とともに、一面に
おきましては國際情勢にかんがみまし
て、日本の必要なる事柄は輸出とも
にあわせて、その前提となります輸入
の重要性というものが、きわめて重要
な事柄であります。今日この段階では重要性を加えて来
たかの感がいたすのでございまして。こ
の点政府は極力積極的な熱意とくふう
と努力を持たれまして、輸出に先だつ
前提となりますところの輸入計画の
實現につきましても、最大最善の努力
を拂いますと同時に、またこの輸入資
金の融通につきましても輸出資金の確
保と同様、それ以上の熱意と努力を傾
注されまして、わが國の輸出貿易の振
興に最善の努力を拂われんことを特に
強く要望いたしまして、本案に賛成を
いたします。(拍手)

○夏堀委員 米原君。
○米原委員 私は日本共産党を代表し
まして、本法案に反對な意見を述べ
るものであります。

かかる重要法案が會期の切迫した本
日に至つて提出され、わずか一日でこ
れを通過せんとするといふやうなやり
方に対しては、私は非常な不満を持つ
のであります。質疑を十分に盡さな
かつたために、當然聞かなければなら
ない点を多くのおいてはつきりでき
なかつた。その意味で私の討論は非常
に不十分なものとなると思ひますが、
一言にして言へば、この輸出銀行なる

ものは現在の段階では、単にアメリカの戦時物資の買付機関にすぎないという役割しか演じないのではないかと、私は思うのであります。最近の輸出の状況を見ますと、朝鮮事変勃発以来非常に多くの戦時物資が、日本からほとんど掠奪的に輸出されてきて、その結果基本的な資材が非常な不足を告げておる状態でありまして、この状態ではたして輸出が可能であるかどうか。この法案で言われておりますようなプラント輸出なんというものが、こういうようなやり方ではたしてできるかどうかということに、第一の疑問点があるわけでありまして、質疑の中でも明らかにしましたが、鉄鉱石とか粘結炭とかいようなものの輸入についても、ほとんど私は輸入の用途がついてないのじやないかと思つております。そういう状態ではたしてプラント輸出なんというものができるかどうか。それを促進するための銀行だと言いましても、現実にはそういう役割を果せないのじやないかと思つております。しかもこの銀行法を見ますと、先ほども質疑の中で明らかにしましたが、今のところは三箇年ほどの償還期限であるからとおつしやいますけれども、本格的なプラント輸出ならば三箇年ではとうてい足りないはずでありまして、五箇年以上もかかるべきものだと思つております。ところが本法案によりまして、五年たつとそういう銀行の機能はすでに停止するようになっていますのであります。プラント輸出のための金融だということは、私はこれで了解できないのであります。しかもここで問題になりますのは、この資本金は一般会計及び見返り資金から支出されてお

るのであります。もし現在の状態におきまして、いわゆる東南アジア地方にプラント輸出のための資金として充てられるということになりますと、最近の東南アジアの状態を見れば、そこでは民族独立の解放運動が澎湃として起つておるのであります。その状態のもとはたしてどういふことになるか。もしも輸出して重大な政治的な変化等の起りました場合、その危険負担は全部われ／＼日本人が負うことになるのであります。しかもこの資金はいわゆるアメリカの対日援助の見返りたる見返り資金によつてまかなわれておるといふ形で、いわゆる逆援助が行われておるわけでありまして、その負担が全部日本人のものとなるという意味において、私は非常な疑問を持つものであります。さらにインド、パキスタン方面に対するプラント輸出に對しては、この方面においては、最近では西ドイツあるいはフランス等が相当進出して来ておる。また日英協定の状態を見ましても、決して予定通りには行つておらない。そういう形ではたして今後の輸出が成功するかどうか、はなはだ疑わしいのであります。もしもわれ／＼が常に提唱しておりますような中華人民共和国との貿易を盛んにすれば、この問題は簡単に解決がつきますが、不幸にして政府はこれとまづたく逆なやり方をしておりました。昨日は遂に中共貿易を一箇月間停止するといふ、無謀なる方策をとるに至つておるのであります。このようになめちやくちやな、何ら先の目途もない貿易計画のもとで、こういう輸出銀行をつくりましても、まづたく意味がないと私は考えます。これはまづたく

日本からただ戦時物資を、今後今までの以上に掠奪するための機関であるといふことを断言しまして、本法案に反対するものであります。

○夏堀委員 討論は終局しました。これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお報告書作成、提出等は委員長に御一任を願います。

なお先ほどの川島委員の御報告は、委員長も同意でありますから、政府にきつ／＼報告いたします。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

○小山委員長代理 次に請願及び陳情書審査小委員長より、その審査を報告するため発言を求められておりますので、この際これを許します。請願及び陳情書審査小委員長奥村又十郎君。

○奥村委員 これより請願及び陳情書審査小委員会の、請願及び陳情書の審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。

本小委員会に審査を付託されました請願は總計五十五件、陳情は二十三件であります。小委員各位の熱心なる審査の結果、左の結論を得た次第であります。

すなわち請願につきましては、日程第四、第一五、第二四、第三四、第三五、第三八、第四三、第四五、乃至第五〇の各請願計十三件はいずれも留保すべきものとし、日程第一四は採択す

べきものとし、日程第一ないし第三、第五ないし第一三、日程第一六ないし第二三、日程第二五ないし第三三、日程第三六、第三七、日程第三九ないし第四二、日程第四四及び日程第五一ないし第五五の各請願計四十一件につきましては、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

なお陳情書につきましては日程すべてにつきまして、了承いたしましたことと決定いたしました次第であります。

以上簡潔であります。小委員長より御報告申し上げます。

○小山委員長代理 小委員長の報告は終了しました。これより本日の日程に掲げました請願及び陳情書全部につき採否を決定いたします。請願及び陳情書につきましては、小委員長の報告の通り決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○三宅(馬)委員 ただいま奥村小委員長の発言については全部賛意を表した次第であります。どうかこの請願審査につきましてはなるべくもう少し前にやつていただいて、よく政府当局とも折衝を加えて検討を加えるということが、一番重要であると思つております。特に委員長にそのことを要請する次第でございます。

○小山委員長代理 了承いたしました。さようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。明日の日程につきましては公報をもつて御報告いたします。

午後六時三十一分散会

〔参照〕

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(第八回国会本院提出、参議院送付)に関する報告書

中小企業信用保険特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

日本輸出銀行法案(内閣提出)に関する報告書

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕